

産 業 建 設 委 員 会

平成 30 年 12 月 13 日 (木)
10 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】岡本委員長、串崎副委員長

三浦委員、川上委員、飛野委員、笹田委員、牛尾委員

【委 員 外】

【議 長 団】

【執 行 部】近重副市長

(産業経済部) 田村産業経済部長、湯浅産業経済部参事、来原産業経済部企画監、村武産業政策課長、
大驛産業振興課長、岩田ふるさと寄附推進室長、佐々木広島事務所長、
坂田農林振興課長、佐々本農業委員会事務局長、永見水産振興課長、
戸津川漁港活性化室長、岸本観光交流課長、川合開府 400 年推進室長

(都市建設部) 石田都市建設部長、三浦建設企画課長、吉川建設整備課長、木屋地籍調査課長、
鎌田維持管理課長、吉田建築住宅課長、櫻木災害復興室長

(地域政策部) 岡田地域政策部長

(金城支所) 吉永金城支所長、畑金城支所産業建設課長

(旭支所) 塚田旭支所長、今田旭支所産業建設課長

(弥栄支所) 河上弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

(三隅支所) 斎藤三隅支所長、永井三隅支所産業建設課長

【事 務 局】鎌原書記

議 題

- 1 議案第 68 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第 71 号 浜田市国民宿舎千畳苑条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 72 号 弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 73 号 指定管理者の指定について (浜田市波佐地場産業技術研修センター)
- 5 議案第 74 号 指定管理者の指定について (浜田市縁の里地域振興施設)
- 6 議案第 75 号 指定管理者の指定について (浜田市木田暮らしの学校)
- 7 議案第 77 号 市道路線の廃止について (横山線外)
- 8 議案第 78 号 市道路線の認定について (浜田 229 号線外)
- 9 議案第 84 号 指定管理者の指定について (リフレパークきんたの里)
- 10 議案第 85 号 指定管理者の指定について (旭温泉あさひ荘)
- 11 議案第 86 号 工事請負契約の締結について
(浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事)
- 12 議案第 87 号 工事請負契約の締結について
(浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事)
- 13 議案第 88 号 工事請負契約の締結について
(浜田漁港 7 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事)
- 14 所管事務調査
 - (1) 浜田事業承継サポート窓口の状況について
 - (2) 三隅発電所 2 号機建設の状況について
 - (3) 国分大敷網漁業生産組合の漁船の事故について
 - (4) 公設水産物仲買売場の移転に関する現状について
 - (5) (公財) 島根県西部山村振興財団での事故について
 - (6) 浜田開府 400 年記念事業の取り組み状況について

15 執行部報告事項

- (1) 一般財団法人島根県石中央地域地場産業振興センターの解散について（報告）
- (2) TC 浜田農場株式会社の新規常用従業員雇用者数について（報告）
- (3) 「浜田市豊かな森づくり推進協議会」の設立について
- (4) 漁業別水揚げについて
- (5) 浜田港四季のお魚カレンダー2019 について
- (6) 浜田市観光協会本部事務所移転について
- (7) 美又温泉 泉源水中ポンプ設備緊急修繕について
- (8) 浜田市ふるさと体験村施設の検討状況について(中間報告)
- (9) 浜田駅前広場整備計画（案）について
- (10) 平成 29 年 7 月豪雨災害復旧事業の進捗状況について
- (11) その他

16 陳情審査

- (1) 陳情第 56 号 体験村の再出発のためにも、処分に関する陳情について(継続審査)
- (2) 陳情第 61 号 産業建設委員会勉強会の公開に関する陳情について(継続審査)
- (3) 陳情第 62 号 ふるさと体験村の処分に関する陳情について(継続審査)
- (4) 陳情第 78 号 ふるさと体験村の施設等補助対象施設の転用等についての情報提供を求める陳情について

17 その他

現行	改正後（案）
（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1） ～ （33） [略] [新設] <u>(34)</u> 建築基準法第85条第5項の規定に 1件につき 12万円 基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 <u>(35)</u> 建築基準法第86条第1項の規定に 基づく一団地の建築物（2以上の構えを 成すものにあつては、総合的設計によ って建築されるものに限る。）の特例 認定申請手数料 ア 建築物の数が2以下である場合 1件につき 7万8,200円 イ 建築物の数が3以上である場合 1件につき 7万8,200 円に2を超え る建築物の 数に2万8,00 0円を乗じて 得た額を加 算した額 <u>(36)</u> 建築基準法第86条第2項の規定に 基づく既存建築物を前提とした総合的 設計による建築物の特例認定申請手数	（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。 （1） ～ （33） [略] <u>(34)</u> 建築基準法第43条第2項第1号の規 1件につき 2万7,200円 定に基づく建築物の敷地と道との関係 の建築認定申請手数料 <u>(35)</u> 建築基準法第85条第5項の規定に 1件につき 12万円 基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 <u>(36)</u> 建築基準法第86条第1項の規定に 基づく一団地の建築物（2以上の構えを 成すものにあつては、総合的設計によ って建築されるものに限る。）の特例 認定申請手数料 ア 建築物の数が2以下である場合 1件につき 7万8,200円 イ 建築物の数が3以上である場合 1件につき 7万8,200 円に2を超え る建築物の 数に2万8,00 0円を乗じて 得た額を加 算した額 <u>(37)</u> 建築基準法第86条第2項の規定に 基づく既存建築物を前提とした総合的 設計による建築物の特例認定申請手数

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
料				料			
ア 建築物（既存建築物を除く。以下 1 件につきこの号において同じ。）の数が1である場合		7万8,200円		ア 建築物（既存建築物を除く。以下 1 件につきこの号において同じ。）の数が1である場合		7万8,200円	
イ 建築物の数が2以上である場合 1 件につき		7万8,200円に1を超える建築物の 数に2万8,000円を乗じて 得た額を加算した額		イ 建築物の数が2以上である場合 1 件につき		7万8,200円に1を超える建築物の 数に2万8,000円を乗じて 得た額を加算した額	
<u>(37)</u> 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料				<u>(38)</u> 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料			
ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合		7万8,200円		ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合		7万8,200円	
イ 建築物の数が2以上である場合 1 件につき		7万8,200円に1を超える建築物の 数に2万8,000円を乗じて 得た額を加算した額		イ 建築物の数が2以上である場合 1 件につき		7万8,200円に1を超える建築物の 数に2万8,000円を乗じて 得た額を加算した額	
<u>(38)</u> 建築基準法第86条の5第1項の規定 1 件につき		6,450円に		<u>(39)</u> 建築基準法第86条の5第1項の規定 1 件につき		6,450円に	

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
に基づく一敷地内認定建築物の認定の 取消し申請手数料	現に存する 建築物の数 に1万2,000 円を乗じて 得た額を加 算した額	に基づく一敷地内認定建築物の認定の 取消し申請手数料	現に存する 建築物の数 に1万2,000 円を乗じて 得た額を加 算した額
<u>(39)</u> 建築基準法第86条の8第1項の規定 1件につき に基づく既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて工事を行う場合の 制限の緩和に関する認定申請手数料	2万7,200円	<u>(40)</u> 建築基準法第86条の8第1項の規定 1件につき に基づく既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて工事を行う場合の 制限の緩和に関する認定申請手数料	2万7,200円
<u>(40)</u> 建築基準法第86条の8第3項の規定 1件につき に基づく既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて工事を行う場合の 制限の緩和に関する認定を受けた全体 計画の変更に関する認定申請手数料	2万7,200円	<u>(41)</u> 建築基準法第86条の8第3項の規定 1件につき に基づく既存の一の建築物について2 以上の工事に分けて工事を行う場合の 制限の緩和に関する認定を受けた全体 計画の変更に関する認定申請手数料	2万7,200円
<u>(41)</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第 1項から第3項までの規定による長期優 良住宅建築等計画（次号から第44号ま での規定並びに別表第7及び別表第8に おいて「計画」という。）の認定申請 手数料（第43号に係るものを除く。）		<u>(42)</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第 1項から第3項までの規定による長期優 良住宅建築等計画（次号から第44号ま での規定並びに別表第7及び別表第8に おいて「計画」という。）の認定申請 手数料（第43号に係るものを除く。）	
<u>(42)</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による計画の 変更の認定申請手数料（次号及び第44		<u>(43)</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による計画の 変更の認定申請手数料（次号及び第44	

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
号に係るものを除く。） (43) 長期優良住宅の普及の促進に関する1件につき る法律第6条第2項（同法第8条第2項に おいて準用する場合を含む。）の規定 による申出があった場合における計画 の認定又は変更の認定申請手数料 前2号の規 定による手 数料の額に、 当該認定を 受けようと する建築物 に関連する 第29号の規 定による手 数料の額（第 7条第2項の 規定により 減額された 場合にあつ ては、減額後 の額）、第30 号の規定に よる手数料 の額に100分 の108を乗じ て得た額又 は第31号の 規定による 手数料の額	号に係るものを除く。） (44) 長期優良住宅の普及の促進に関する1件につき る法律第6条第2項（同法第8条第2項に おいて準用する場合を含む。）の規定 による申出があった場合における計画 の認定又は変更の認定申請手数料 前2号の規 定による手 数料の額に、 当該認定を 受けようと する建築物 に関連する 第29号の規 定による手 数料の額（第 7条第2項の 規定により 減額された 場合にあつ ては、減額後 の額）、第30 号の規定に よる手数料 の額に100分 の108を乗じ て得た額又 は第31号の 規定による 手数料の額

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（第7条第2項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）の合計額を当該計画の認定又は変更の認定に係る申請の数で除して得た額を加算した額 <u>(44)</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定により譲受人を決定した場合における同法第8条第1項の規定による計画の変更の認定申請手数料 3,000円 <u>(45)</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料 3,000円 <u>(46)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法別表第9のとおり律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計	（第7条第2項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）の合計額を当該計画の認定又は変更の認定に係る申請の数で除して得た額を加算した額 <u>(45)</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定により譲受人を決定した場合における同法第8条第1項の規定による計画の変更の認定申請手数料 3,000円 <u>(46)</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料 3,000円 <u>(47)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法別表第9のとおり律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計

現行	改正後（案）
画（次号及び第48号並びに別表第9及び別表第10において「計画」という。）の認定申請手数料（同号に係るものを除く。） <u>(47)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法 別表第10のとおり 律第55条第1項の規定による計画の変更の認定申請手数料（次号に係るものを除く。） <u>(48)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法 1件につき 前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）、第30号の規定に	画（次号及び第48号並びに別表第9及び別表第10において「計画」という。）の認定申請手数料（同号に係るものを除く。） <u>(48)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法 別表第10のとおり 律第55条第1項の規定による計画の変更の認定申請手数料（次号に係るものを除く。） <u>(49)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法 1件につき 前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）、第30号の規定に

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
よる手数料 の額に100分 の108を乗じ て得た額又 は第31号の 規定による 手数料の額 （第7条第2 項の規定に より減額さ れた場合に あつては、減 額後の額）を 加算した額 <u>(49)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向 別表第11のとおり 上に関する法律（平成27年法律第53号） 第29条第1項の規定による建築物エネ ルギー消費性能向上計画（次号及び第5 1号並びに別表第11及び別表第12にお いて「計画」という。）の認定申請手 数料（同号に係るものを除く。） <u>(50)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向 別表第12のとおり 上に関する法律第31条第1項の規定に よる計画の変更の認定申請手数料（次 号に係るものを除く。）	よる手数料 の額に100分 の108を乗じ て得た額又 は第31号の 規定による 手数料の額 （第7条第2 項の規定に より減額さ れた場合に あつては、減 額後の額）を 加算した額 <u>(50)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向 別表第11のとおり 上に関する法律（平成27年法律第53号） 第29条第1項の規定による建築物エネ ルギー消費性能向上計画（次号及び第5 1号並びに別表第11及び別表第12にお いて「計画」という。）の認定申請手 数料（同号に係るものを除く。） <u>(51)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向 別表第12のとおり 上に関する法律第31条第1項の規定に よる計画の変更の認定申請手数料（次 号に係るものを除く。）

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(51) 建築物のエネルギー消費性能の向 1件につき 前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額に100分の108を乗じて得た額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2 上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があつた場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料	(52) 建築物のエネルギー消費性能の向 1件につき 前2号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額に100分の108を乗じて得た額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2 上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があつた場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）を加算した額 <u>(52)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向 別表第13のとおり 上に関する法律第36条第1項の規定による認定申請手数料 <u>(53)</u> 公簿、公文書の謄本又は抄本の交 1件につき 300円 付（法令又は他の条例に定めのあるものを除く。） <u>(54)</u> 公簿、公文書の閲覧又は照合（法 1件につき 300円 令又は他の条例に定めのあるものを除く。） <u>(55)</u> 消防法（昭和23年法律第186号）及別表第14のとおり び浜田市火災予防条例（平成17年浜田市条例第255号）の規定に基づく申請手数料 <u>(56)</u> 火薬類取締法（昭和25年法律第14 別表第15のとおり 9号）の規定に基づく申請手数料 <u>(57)</u> 高圧ガス保安法（昭和26年法律第2別表第16のとおり 04号）の規定に基づく申請手数料 <u>(58)</u> 液化石油ガスの保安の確保及び取 別表第17のとおり 引の適正化に関する法律（昭和42年法	項の規定により減額された場合にあっては、減額後の額）を加算した額 <u>(53)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向 別表第13のとおり 上に関する法律第36条第1項の規定による認定申請手数料 <u>(54)</u> 公簿、公文書の謄本又は抄本の交 1件につき 300円 付（法令又は他の条例に定めのあるものを除く。） <u>(55)</u> 公簿、公文書の閲覧又は照合（法 1件につき 300円 令又は他の条例に定めのあるものを除く。） <u>(56)</u> 消防法（昭和23年法律第186号）及別表第14のとおり び浜田市火災予防条例（平成17年浜田市条例第255号）の規定に基づく申請手数料 <u>(57)</u> 火薬類取締法（昭和25年法律第14 別表第15のとおり 9号）の規定に基づく申請手数料 <u>(58)</u> 高圧ガス保安法（昭和26年法律第2別表第16のとおり 04号）の規定に基づく申請手数料 <u>(59)</u> 液化石油ガスの保安の確保及び取 別表第17のとおり 引の適正化に関する法律（昭和42年法

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
律第149号）の規定に基づく申請手数料 (59) 諸証明 1件につき 300円 （手数料等の徴収） 第3条 手数料は、前条第53号に掲げるものにあつては、謄本又は抄本1枚、同条第54号に掲げるものにあつては、公簿は1冊、住民票は1世帯、公文書は1事件、同条第59号に掲げるものにあつては1事項をもって、それぞれ1件として徴収する。 第4条 第2条第53号及び第59号に掲げるものであつて、多額の費用を要し、この規定により難い場合においては、その都度市長の定めるところにより実費に相当する手数料を徴収する。 附 則 （多機能端末機を利用して交付する証明書等の交付手数料に係る特例） 4 第2条第1号又は第59号の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。）を利用して交付する証明書等に係る交付手数料は、当分の間、1通又は1件につき200円とする。	律第149号）の規定に基づく申請手数料 (60) 諸証明 1件につき 300円 （手数料等の徴収） 第3条 手数料は、前条第54号に掲げるものにあつては、謄本又は抄本1枚、同条第55号に掲げるものにあつては、公簿は1冊、住民票は1世帯、公文書は1事件、同条第60号に掲げるものにあつては1事項をもって、それぞれ1件として徴収する。 第4条 第2条第54号及び第60号に掲げるものであつて、多額の費用を要し、この規定により難い場合においては、その都度市長の定めるところにより実費に相当する手数料を徴収する。 附 則 （多機能端末機を利用して交付する証明書等の交付手数料に係る特例） 4 第2条第1号又は第60号の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、個人番号カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。）を利用して交付する証明書等に係る交付手数料は、当分の間、1通又は1件につき200円とする。

浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成17年浜田市条例第211号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
○浜田市国民宿舎千畳苑条例 平成17年10月1日 条例第211号 改正 平成19年 9月28日条例第43号 平成21年12月25日条例第56号 平成25年12月27日条例第49号 平成28年7月6日条例第28号 （目的及び設置） 第1条 国民の保養及び健康の増進を図り、併せて本市観光事業の発展に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市国民宿舎千畳苑（以下「千畳苑」という。）を浜田市下府町2164番地85に設置する。 （事業） 第2条 千畳苑は、次に掲げる事業を行う。 （1） 宿泊施設及び休養施設の提供 （2） 集会のための会場の提供 （3） その他施設の設置の目的を達成するため必要な事業 （管理） 第3条 千畳苑の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。 （指定管理者が行う業務） 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 千畳苑の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利	○浜田市国民宿舎千畳苑条例 平成17年10月1日 条例第211号 改正 平成19年 9月28日条例第43号 平成21年12月25日条例第56号 平成25年12月27日条例第49号 平成28年7月6日条例第28号 （目的及び設置） 第1条 国民の保養及び健康の増進を図り、併せて本市観光事業の発展に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市国民宿舎千畳苑（以下「千畳苑」という。）を浜田市下府町2164番地85に設置する。 （事業） 第2条 千畳苑は、次に掲げる事業を行う。 （1） 宿泊施設及び休養施設の提供 （2） 集会のための会場の提供 （3） その他施設の設置の目的を達成するため必要な事業 （管理） 第3条 千畳苑の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。 （指定管理者が行う業務） 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 千畳苑の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利

現行	改正後（案）
用の許可に関する業務 (2) 千畳苑の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、千畳苑の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 第5条 削除 （平28条例28） （利用時間等） 第6条 千畳苑の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 宿泊 午後3時から翌日の午前10時まで (2) 貸室 午前9時から午後10時まで (3) 入浴（宿泊利用者の入浴を除く。） 午前10時から午後8時まで (4) 食堂 午前11時から午後9時まで 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の利用時間を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。 （利用の許可） 第7条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をし	用の許可に関する業務 (2) 千畳苑の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、千畳苑の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 第5条 削除 （平28条例28） （利用時間等） 第6条 千畳苑の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 宿泊 午後3時から翌日の午前10時まで (2) 貸室 午前9時から午後10時まで (3) 入浴（宿泊利用者の入浴を除く。） 午前10時から午後8時まで (4) 食堂 午前11時から午後9時まで 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の利用時間を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。 （利用の許可） 第7条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をし

現行	改正後（案）
ないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。 (2) 千畳苑の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。 (4) その他管理運営上支障があると認める利用をするとき。 （利用の制限） 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。 (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、千畳苑の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責を負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。 （特別設備等の制限） 第9条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利	ないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。 (2) 千畳苑の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。 (4) その他管理運営上支障があると認める利用をするとき。 （利用の制限） 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。 (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、千畳苑の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責を負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。 （特別設備等の制限） 第9条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利

現行	改正後（案）
用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。 （目的外利用等の禁止） 第10条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 （利用料金） 第11条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。 2 千畳苑の利用者は、前項に定める料金を千畳苑の利用を終わるときまでに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。 （利用料金の収入） 第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 （利用料金の減免） 第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の不還付） 第14条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。 （原状回復の義務） 第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければ	用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。 （目的外利用等の禁止） 第10条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 （利用料金） 第11条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。 2 千畳苑の利用者は、前項に定める料金を千畳苑の利用を終わるときまでに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。 （利用料金の収入） 第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 （利用料金の減免） 第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の不還付） 第14条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。 （原状回復の義務） 第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければ

現行	改正後（案）
ならない。 （損害賠償等の義務） 第16条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。 （委任） 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成10年浜田市条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則（平成19年9月28日条例第43号） この条例は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成21年12月25日条例第56号） （施行期日） 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定にかかわらず、この条例の公布の日前に予約された平成22年4月1日以	ならない。 （損害賠償等の義務） 第16条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。 （委任） 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成10年浜田市条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則（平成19年9月28日条例第43号） この条例は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成21年12月25日条例第56号） （施行期日） 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定にかかわらず、この条例の公布の日前に予約された平成22年4月1日以

浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成17年浜田市条例第211号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
後の宿泊に係る宿泊料金については、なお従前の例による。 附 則（平成25年12月27日条例第49号）抄 （施行期日） 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 （使用料及び利用料金に関する経過措置） 3 この条例による改正後の浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例別表の規定、浜田市都川交流促進施設条例別表の規定、浜田市山村開発センター条例別表の規定、浜田市多目的研修集会施設条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市リフレッシュビレッジ施設条例別表（回数券等に係る部分を除く。）の規定、浜田市交流研修センター条例別表の規定、浜田市健康管理増進施設条例別表の規定、浜田市ふるさと生活創作館条例別表の規定、浜田市ふるさと体験村施設条例別表第2（回数券に係る部分を除く。）の規定、浜田市体験農園施設条例別表第2の規定、浜田市天狗石農村公園条例別表の規定、浜田市八戸川農村公園条例別表の規定、浜田市運動広場施設条例別表の規定、浜田市農畜産物加工施設条例別表の規定、浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例別表の規定、浜田市地域資源循環活用施設条例別表の規定、浜田市地域材利用促進交流館条例別表の規定、浜田市下来原林業協業活動センター条例別表の規定、浜田市漁業集落集会施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市波佐地場産業技術研修センター条例別表の規定、浜田市縁の里地域振興施設条例別表の規定、浜田市地域交流プラザ条例別表の規定、浜田市雇用促進住宅条例別表第3の規定、浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定、浜田市美又温泉国民保養センター条例別表の規定、浜田市美又温泉会館条例別表第2の規定、浜田市旭温泉公園条例別表の規	後の宿泊に係る宿泊料金については、なお従前の例による。 附 則（平成25年12月27日条例第49号）抄 （施行期日） 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 （使用料及び利用料金に関する経過措置） 3 この条例による改正後の浜田市かなぎウェスタンライディングパーク条例別表の規定、浜田市都川交流促進施設条例別表の規定、浜田市山村開発センター条例別表の規定、浜田市多目的研修集会施設条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市リフレッシュビレッジ施設条例別表（回数券等に係る部分を除く。）の規定、浜田市交流研修センター条例別表の規定、浜田市健康管理増進施設条例別表の規定、浜田市ふるさと生活創作館条例別表の規定、浜田市ふるさと体験村施設条例別表第2（回数券に係る部分を除く。）の規定、浜田市体験農園施設条例別表第2の規定、浜田市天狗石農村公園条例別表の規定、浜田市八戸川農村公園条例別表の規定、浜田市運動広場施設条例別表の規定、浜田市農畜産物加工施設条例別表の規定、浜田市農産物集出荷貯蔵施設条例別表の規定、浜田市地域資源循環活用施設条例別表の規定、浜田市地域材利用促進交流館条例別表の規定、浜田市下来原林業協業活動センター条例別表の規定、浜田市漁業集落集会施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市波佐地場産業技術研修センター条例別表の規定、浜田市縁の里地域振興施設条例別表の規定、浜田市地域交流プラザ条例別表の規定、浜田市雇用促進住宅条例別表第3の規定、浜田市国民宿舎千畳苑条例別表の規定、浜田市美又温泉国民保養センター条例別表の規定、浜田市美又温泉会館条例別表第2の規定、浜田市旭温泉公園条例別表の規

浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成17年浜田市条例第211号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）		
定、浜田市都市公園条例別表第4の規定、浜田市旭公園運動施設条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2（利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。）及び別表第3の規定、浜田市海のみえる文化公園条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田駅関連施設条例別表の規定並びに弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例第6条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附 則（平成28年7月6日条例第28号）抄 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 別表（第11条関係） （平21条例56・平25条例49・一部改正） 1 宿泊料金の上限額 （1人1泊当たりの料金）					定、浜田市都市公園条例別表第4の規定、浜田市旭公園運動施設条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2（利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。）及び別表第3の規定、浜田市海のみえる文化公園条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田駅関連施設条例別表の規定並びに弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例第6条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附 則（平成28年7月6日条例第28号）抄 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 別表（第11条関係） （平21条例56・平25条例49・一部改正） 1 宿泊料金の上限額 （1人1泊当たりの料金）		
基本料金	利用者の区分	宿泊料	食事料		合計 (2食付き)	基本料金	利用者の区分
			朝食	夕食			宿泊料
	大人（中学生以上）	4,830円	1,020円	2,360円	8,210円		大人（中学生以上）
	小学生	4,320円			7,700円		小学生
	3歳以上就学前の者	720円	実費	実費	—		3歳以上就学前の者

浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成17年浜田市条例第211号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）						
	3歳未満の者		無料			3歳未満の者		無料			
休前日割増料金	休前日の区分			金額		休前日割増料金	休前日の区分			金額	
	休日の前日及び土曜日。ただし、シーズン割増料金の適用期間中におけるこれらの日を除く。			510円			休日の前日及び土曜日。ただし、シーズン割増料金の適用期間中におけるこれらの日を除く。			510円	
シーズン割増料金	期間			金額		シーズン割増料金	期間			金額	
	4月28日から5月5日まで			1,020円			4月28日から5月5日まで 7月20日から8月31日まで 12月30日から翌年の1月3日まで	1,020円			
	7月20日から8月31日まで										
	12月30日から翌年の1月3日まで										
オーシャンビュー割増料金	客室の種類			金額		オーシャンビュー割増料金	客室の種類			金額	
	海に面した部屋			510円			海に面した部屋			510円	
客室人数別割増料金	利用区分			金額		客室人数別割増料金	利用区分			金額	
	和室	6畳部屋の1人利用		1,020円			和室	6畳部屋の1人利用		1,020円	
		8畳部屋の1人利用		1,020円				8畳部屋の1人利用		1,020円	
		10畳部屋の1人利用		2,050円				10畳部屋の1人利用		2,050円	
		8畳部屋の2人利用		510円				8畳部屋の2人利用		510円	
		10畳部屋の2人利用		1,020円				10畳部屋の2人利用		1,020円	
	洋室の1人利用			1,020円			洋室の1人利用			1,020円	
	備考						備考				
1 素泊りの場合の宿泊料金については、宿泊料に10パーセントを乗じた額を加算する。					1 素泊りの場合の宿泊料金については、宿泊料に10パーセントを乗じた額を加算する。						
2 特別室（定員5人）を利用して宿泊した場合は、特別室料として1室につき6,170円を別途徴収する。					12 特別室（定員5人）を利用して宿泊した場合は、特別室料として1室につき6,170円を別途徴収する。						

浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成17年浜田市条例第211号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
3 各室に配膳した場合は、飲食料金に10パーセントを乗じた額を加算する。 4 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 2 貸室料金の上限額				23 各室に配膳した場合は、飲食料金に10パーセントを乗じた額を加算する。 <u>34</u> 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 2 貸室料金の上限額			
区分	2時間まで	4時間まで	8時間まで	区分	2時間まで	4時間まで	8時間まで
和室（6畳）	2,980円	3,290円	5,650円	和室（6畳）	2,980円	3,290円	5,650円
和室（8畳）	3,490円	3,800円	6,480円	和室（8畳）	3,490円	3,800円	6,480円
和室（10畳）	3,900円	4,320円	7,400円	和室（10畳）	3,900円	4,320円	7,400円
和室（18畳）	5,860円	6,480円	11,100円	和室（18畳）	5,860円	6,480円	11,100円
中広間（35畳）	9,770円	10,800円	18,410円	中広間（35畳）	9,770円	10,800円	18,410円
中広間を2分割して利用する場合（各1室）	5,860円	6,480円	11,100円	中広間を2分割して利用する場合（各1室）	5,860円	6,480円	11,100円
大広間（81畳）	14,700円	16,250円	27,660円	大広間（81畳）	14,700円	16,250円	27,660円
大広間を3分割して利用する場合（各1室）	6,890円	7,610円	12,960円	大広間を3分割して利用する場合（各1室）	6,890円	7,610円	12,960円
会議室	19,440円	21,600円	36,720円	会議室	19,440円	21,600円	36,720円
会議室を分割して利用する場合（各1室）	14,700円	16,250円	27,660円	会議室を分割して利用する場合（各1室）	14,700円	16,250円	27,660円
備考				備考			
1 利用時間が、8時間を超える場合は、この表に定める8時間まで				1 利用時間が、8時間を超える場合は、この表に定める8時間まで			

浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成17年浜田市条例第211号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
の利用料金に、1時間までごとに、8時間までの利用料金の額の1時間当たりの額を加算する。 2 各室に配膳した場合は、飲食料金に10パーセントを乗じた額を加算する。 3 その他の料金の上限額			の利用料金に、1時間までごとに、8時間までの利用料金の額の1時間当たりの額を加算する。 2 各室に配膳した場合は、飲食料金に10パーセントを乗じた額を加算する。 3 その他の料金の上限額		
区分		金額	区分		金額
入浴料金	大人（中学生以上）	360円	入浴料金	大人（中学生以上）	360円
	小学生	250円		小学生	250円
	3歳以上就学前の者	200円		3歳以上就学前の者	200円
駐車料金	大型バス	4,110円	駐車料金	大型バス	4,110円
	マイクロバス	2,570円		マイクロバス	2,570円
	普通自動車	1,020円		普通自動車	1,020円
サービスの提供及び物品販売等の料金		市長が適当と認める額	サービスの提供及び物品販売等の料金		市長が適当と認める額
備考			備考		
1 宿泊利用者に係る入浴料及び駐車料については、宿泊料金に含む。			1 宿泊利用者に係る入浴料及び駐車料については、宿泊料金に含む。		
2 大型バスとは、乗車定員が30人以上のものをいう。			2 大型バスとは、乗車定員が30人以上のものをいう。		
3 マイクロバスとは、乗車定員が11人以上30人未満のものをいう。			3 マイクロバスとは、乗車定員が11人以上30人未満のものをいう。		
4 普通自動車とは、乗車定員が10人以下のものをいう。			4 普通自動車とは、乗車定員が10人以下のものをいう。		

弥栄村定住化推進に関する条例（平成3年浜田市弥栄村条例第9号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	棟数等	名称	位置	棟数等
定住化住宅	<u>弥栄町長安本郷370番地2</u>	<u>1棟</u>	定住化住宅		
	<u>弥栄町長安本郷370番地3</u>	<u>1棟</u>			
	<u>弥栄町長安本郷370番地7</u>	<u>1棟</u>			
	<u>弥栄町長安本郷370番地8</u>	<u>1棟</u>			
	弥栄町木都賀イ811番地10	1棟		弥栄町木都賀イ811番地10	1棟
	弥栄町木都賀イ811番地24	1棟		弥栄町木都賀イ811番地24	1棟
	弥栄町木都賀イ811番地25	1棟		弥栄町木都賀イ811番地25	1棟

平成 30 年度 浜田事業承継サポート窓口の状況について

平成 30 年 5 月に浜田商工会議所、石央商工会に設置した「浜田事業承継サポート窓口」の状況について次のとおり報告します。

1 相談・ヒアリングの状況（10 月末現在）

内容	件数	業種別件数
ヒアリング・相談件数(延べ)	310	製造 60、小売 74、建設 54、運輸通信 7 飲食 24、農林水産 2、サービス 68 宿泊 21
事業承継相談カルテの作成事業所数	38	製造 5、小売 13、建設 3、飲食 4 農林水産 1、サービス 11、宿泊 1

2 事業承継支援中又は支援した事業所数（10 月末現在）

内容	件数	業種別件数
親族内承継	40	製造 8、小売 9、建設 2、運輸通信 1 飲食 4、農林水産 1、サービス 11、宿泊 4
従業員への承継(親族以外)	5	製造 1、運輸通信 1、サービス 1、宿泊 2
創業希望者と後継者不在事業所のマッチング	4	小売 2、サービス 2
M&A	9	製造 2、建設 3、サービス 3、宿泊 1
検討中	6	製造 2、卸売 2、小売 1、サービス 1
合計	64	

3 事業承継が完了した事業所（10 月末現在）

内容	件数	業種別件数
親族内承継	5	小売 2、建設 1、サービス 2
従業員への承継(親族以外)	0	
創業希望者と後継者不在事業所のマッチング	3	小売 2、サービス 1
M&A	0	
合計	8	

三隅発電所2号機建設の状況について

1. 工事関係事業者について

【主な工事事業者】

	工事内容	事業者名
土木	ばい煙処理基礎他工事	三井住友建設・不動テトラ共同企業体
	取水槽・放水接合槽他工事	清水建設・前田建設工業・熊谷組・飛島建設共同企業体
	石炭貯蔵設備他設置工事	熊谷組・前田建設工業・日本国土開発共同企業体
建築	内筒増設工事	三菱重工機械システム株式会社
	本館建物その他工事	清水建設・前田建設工業・熊谷組・飛島建設共同企業体
機械 ・ 電気	ボイラ・タービン他設置工事	三菱日立パワーシステムズ株式会社 (MHP S)
	石炭受入・再循環設備工事	宇部興産機械株式会社
	石炭貯蔵設備受入・払出設備工事	株式会社三井三池製作所

2. 工事に伴う作業員宿舎について

- ・三隅自治区内の3箇所に建設 (H30. 12. 1現在)

《決定》

- ①河内地区：清水建設JV宿舎（最大100人規模）【建設済】
- ②岡見地区：熊谷組JV/三菱日立パワーシステムズ宿舎（最大540人規模）【建設中】

《予定》

- ①岡見地区：株式会社三井三池製作所宿舎（最大120人規模）
- ・清掃作業、調理作業補助及び食材等について地元を活用または検討中

3. 工事に使用するコンクリートについて

- ・石炭灰を活用したコンクリート (F Aコンクリート) が採用され、製造体制の確立のため、中国電力 (株) と市内企業2社を含む5社 (うち3社は益田市の企業) の間で「プラント改造に関する覚書」を締結
- ・コンクリート使用量は約200, 000m³、石炭灰使用量は約13, 000 t (セメント使用量の約2割を代替)

4. 受注希望事業者の受注状況について

- ・受注内容は、建設機械リース・アパート・作業員宿舎への食材提供など。

【受注件数】

単位：社

区 分		合計
工事関係事業者	物品・サービス関係事業者	
4	14	18

※作業員宿舎建設に係るものも含む。

《H30. 12. 1現在》

国分大敷網漁業生産組合の漁船の事故について

1 事故の状況

平成 30 年 11 月 25 日（日）12 時 20 分頃、国分大敷網漁業生産組合の所有する漁船「七福丸」（8.5 トン）が操業後の帰港途中に舵がきかなくなり、唐鐘漁港内堤防の外側にあるテトラポットに座礁。座礁後、漁船が傾き沈没した。

この事故による乗組員 6 名のけがは無し。

2 事故後の対応

- ・事故後、漁船から軽油が流出し唐鐘漁港内への漂着が確認されたため、速やかに吸着マットを使用して回収作業を開始。流出した軽油は 200～300ℓ 程度であるが、27 日（火）13 時の時点で、海面の油膜は無くなっていたため回収作業を終了した。
- ・26 日（月）13 時過ぎ、クレーン付台船による漁船の引き上げを実施。浜田漁港桧ヶ浦に移送後、同日 15 時 30 分に陸揚げ完了。

3 地元の被害等

- ・定置網漁業の漁期を終える網揚げ作業を行った後の事故であったため、今期の漁には影響がないが、来期以降の操業については見通しが立っていない。
- ・漁船の燃料は揮発性の高い軽油であったこと、また、事故後速やかに回収作業を行ったことにより、軽油の流出による被害は無し。

4 12 月潜り解禁への影響

- ・採貝漁業（潜り漁）は予定どおり 12 月から解禁。
- ・流出した油は、揮発性の高い軽油であるとともに吸着ネットによる回収作業を行ったため、海中の貝類等に及ぼす影響は無し。

5 事故発生場所



公設水産物仲買売場の移転に関する現状について

1 仲買との協議経過について

年月日	件 名	内 容
H29. 11. 17	お魚センターの運営会社から、土地建物の買取要請を受ける。	
H29. 12. 7	仲買への説明会	経過説明、移転に関する説明
H29. 12. 21	建築設計事務所への委託	工期 H29. 12. 22～H30. 3. 27
H30. 2. 14	仲買から移転に関する要望書受理	
H30. 2. 15	建築設計事務所との協議および現地調査	設計事務所との協議
H30. 2. 27	仲買との現地調査（お魚センター）	お魚センターの現地調査・確認、協議実施
H30. 3. 16	仲買との協議（要望に対する回答）	市の回答を説明
H30. 5. 7、10	魚商との協議	家賃等の条件協議
H30. 5. 22	魚商との協議	仲買での協議結果の報告
H30. 6. 8	産業建設委員会勉強会	魚商との意見交換会
H30. 7 月～ 現在に至る	お魚センターにおいて会社の清算条件が整わなくなり、移転協議について保留となる。	これ以降、魚商を通じて、現状について随時情報提供を行うとともに、仲買の意向を確認している。

2 しまねお魚センターの現状について

- ・現在、運営会社において清算に向けた条件整理（テナント退去など）が行われている。
- ・市としては、運営会社から最終的な買取の要請があり次第、方針決定し進められるよう準備を行っているところである。

(公財) 島根県西部山村振興財団での事故について

発 生 日 時	平成 30 年 11 月 13 日 10 時 35 分
発 生 場 所	浜田市弥栄町長安本郷 225 番地 (公財) 島根県西部山村振興財団 工場
事 故 内 容	同財団職員が工業用ノコギリ (クロスカットソー) で左手指を切断
事 故 対 応	10 時 37 分 救急車出動・広島ドクターヘリ要請 11 時 3 分 ドクターヘリ到着 11 時 20 分 離陸 島根大学付属病院へ搬送
現在の状況	島根大学付属病院で接合手術実施後、入院加療中
原 因	現在調査中。

浜田開府 400 年記念事業の取組み状況について

1 浜田開府 400 年祭に向けての機運醸成

(1) はまだ市民ガイド養成講座（9 月～12 月）

浜田市を訪れる観光客へのおもてなし向上を目的に、浜田城、外ノ浦などを案内するガイドを養成。全 8 回 受講者 14 名

(2) 浜田開府 400 年記念プレ講演・座談会

平成 30 年 11 月 17 日（土）13 時 30 分～

島根県立大学コンベンションホール 参加者 120 名

(3) 出前講座の開催（10 月～）

開府 400 年の歴史や事業内容を地域へ伺って説明

市民グループ、地域団体、公民館等 6 団体、約 100 名が参加。

(4) 職員研修（12 月）

職員の意識啓発と事業推進を目的に実施（全 10 回）。

(5) 協賛商品の募集

機運醸成と PR 促進のため、市内事業者には協賛商品を募集

例：市内で提供される 400 円、4,000 円の商品やサービス

開府 400 年のロゴを使用した商品

2 来年度事業へ向けての準備

(1) 交流都市への訪問・協議

埼玉県川越市、三重県松阪市の関係団体と浜っ子春まつりへの参加に向け調整中

(2) 「全国のはまださん、いらっしやい」事業

市内宿泊施設、観光施設等への協力を依頼

来年 1 月から先行受付の開始を予定

(2) 来年度事業に向けた準備調整

浜っ子春まつり実行委員会、浜田手づくり甲冑愛好会、その他市民団体等との協議

開府 400 年記念式典に関する企画検討

一般財団法人島根県石央地域地場産業

振興センターの解散について（報告）

平成 30 年 11 月 1 日に開催された「一般財団法人島根県石央地域地場産業振興センター」の評議員会において、同財団が平成 30 年 12 月 31 日に解散することが決定されましたので、以下のとおり報告します。

1 一般財団法人島根県石央地域地場産業振興センター（以下「財団」）の概要

法人設立 昭和 59 年 8 月 30 日に、島根県石央地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活の向上及び福祉の増進に寄与する目的で設立された。

基本財産 30,050 千円（出捐金・寄附金）の内訳

（県 10,000 千円、江津市 10,000 千円、浜田市 2,000 千円、地元業界等 8,050 千円）

運 営 江津市が毎年 20,000 千円程度を支出し、主体となって運営

2 解散の経緯

施設は建設から 30 年以上が経過し、老朽化が進行。修繕に多大な費用を要することから、江津市が、財団より土地・建物等の財産の無償譲渡を受け、施設修繕を行うこととし、解散することとした。平成 31 年 1 月 1 日から、清算人により債権者保護、残余財産の配分等を行い、全ての手続きが完了する清算結了は平成 31 年 3 月末となる。

3 関係団体の対応

- (1) 江津市が、財団より土地・建物等の財産の無償譲渡を受け、施設修繕を行う。これまでの事業を承継し、今後の事業計画を作成し、石央地域の地場産業振興に取り組む。
- (2) 島根県は、出捐金を含む基本財産は江津市に引き継ぎ、財産処分（江津市への無償譲渡）については承認する方向で調整中。

4 浜田市の対応

浜田市は、県と同様に、浜田市出捐金を含む基本財産は江津市に引き継ぎ、財産処分（江津市への無償譲渡）については承認する方向で調整中。

TC 浜田農場株式会社の新規常用従業員雇用者数について（報告）

誘致企業である TC 浜田農場株式会社の常用従業員の雇用状況について報告します。

1 企業名 TC 浜田農場株式会社（浜田市金城町今福 1783 番地 10）

2 事業概要

- (1) 栽培内容 トマト越冬周年栽培による「完熟大玉トマト」栽培
- (2) 栽培規模 25,920 m²（20 棟分（1 棟 18m×72m=1,296 m²））
- (3) 目標生産量 460t/年（20 棟分）
- (4) 目標販売額 約 184 百万円（20 棟分）

3 操業状況

日時	内容
平成 30 年 2 月	20 棟のうち 10 棟完成
5 月	操業開始
7 月	10 棟分定植
8 月	4 棟完成、定植
10 月	初出荷式

※平成 31 年 2 月に残りの 6 棟が完成（20 棟全て完成）し、7 月に 20 棟分定植。

4 雇用状況

(1) 常用従業員の状況 (単位：人)

	当初計画		実際の状況	
	新規常用従業員	累計	新規常用従業員	累計
平成 30 年 5 月（操業時）	6	6	6	6
平成 30 年 9 月	0	6	3	9
平成 30 年 11 月	0	6	1	10
平成 31 年 4 月	4	10	3 人採用予定	13

※当初計画では新規常用従業員 10 人、パートタイム労働者 20 人を雇用する計画だったが、当初計画以上に常用従業員を雇用できたことから、今後、パートタイム労働者の雇用の一部を常用従業員の雇用に切り替え、採用していく予定。

(2) 今後について

新規常用従業員の雇用増加に伴い、企業立地促進奨励金についての変更申請及び変更計画書が TC 浜田農場株式会社から提出される予定。その際には議会に債務負担行為額の変更案を上程。

「浜田市豊かな森づくり推進協議会」の設立について

1 設立年月日 平成 30 年 10 月 31 日

2 設立の目的

浜田市の林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、林業関係者により協議会を組織し、新たな森林管理手法や林業経営施策を検討することで地域林業の発展に寄与することを目的とする。

3 構成団体

島根県木材協会浜田支部、石央森林組合、(公財)島根県西部山村振興財団、島根県素材流通協同組合、江の川下流流域林業活性化センター、島根県、浜田市

4 協議会の主な役割

(1) 森林経営管理基準の設定

平成 31 年度から施行される森林経営管理法に基づき、森林所有者が管理できなくなった人工林等の森林について、経営管理権を取得する森林の範囲や管理費用等各種基準を設定する。

(2) 森林管理認定審査会の設定

同協議会内において森林管理認定審査会を設定し、森林所有者の申し出により管理委託を希望する森林について、再委託の可否等の審査を行う。

(3) 森林環境譲与税の使途に対する意見・助言等

平成 31 年度から交付される森林環境譲与税を活用した事業について内容の精査・助言等行う。

漁業別水揚げについて

〈平成30年10月〉

平成30年12月13日
産業建設委員会資料No.1
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：1,412トン（前年比：154%、+495トン） 水揚金額：4億9,547万円（前年比：105%、+2,427万円）

【地元沖合底びき網漁業】 水揚量：284トン（前年比80%）
水揚金額：1億4,356万円（前年比72%）

☆ノドグロ（メッキン除く）

〈H29.10〉3.8トン・平均単価3,201円/kg ⇒ 〈H30.10〉1.2トン・平均単価3,425円/kg

☆ミズガレイ

〈H29.10〉54トン・平均単価611円/kg ⇒ 〈H30.10〉46トン・平均単価476円/kg

☆キアンコウ

〈H29.10〉19トン・平均単価585円/kg ⇒ 〈H30.10〉12トン・平均単価405円/kg

昨年同月よりノドグロ・ミズガレイ・キアンコウ等の水揚げが減少し、全体水揚量・金額ともに減少した。

【地元中型まき網漁業】 水揚量：490トン（前年比211%）
水揚金額：1億2,402万円（前年比207%）

☆マアジ

〈H29.10〉183トン・平均単価264円/kg ⇒ 〈H30.10〉381トン・平均単価270円/kg

☆カツオ類（ソウダカツオ・ハカツオ）

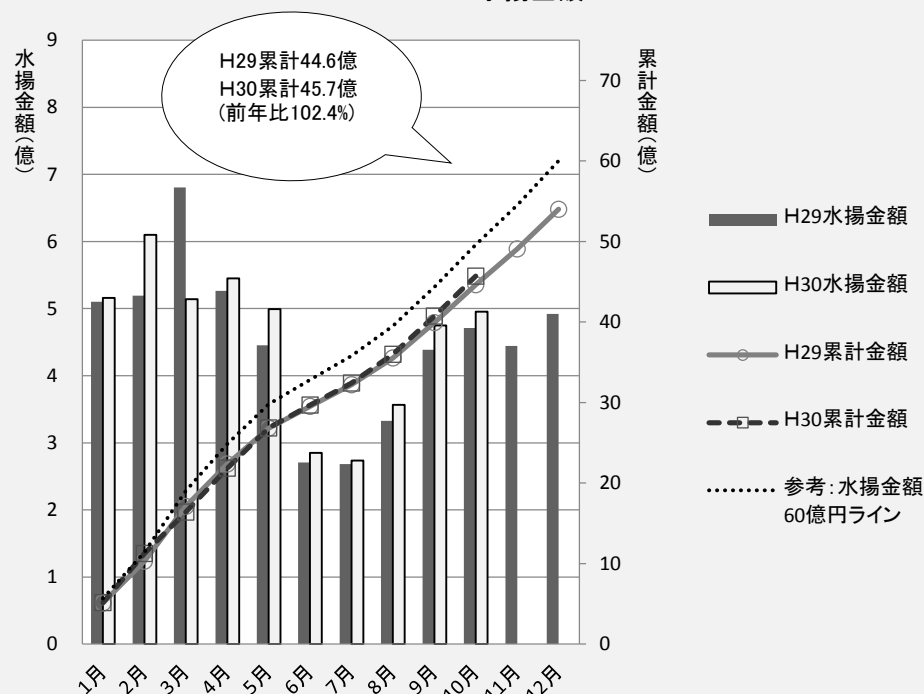
〈H29.10〉0.8トン・平均単価316円/kg ⇒ 〈H30.10〉27トン・平均単価156円/kg

☆ワカナ

〈H29.10〉4.6トン・平均単価225円/kg ⇒ 〈H30.10〉15トン・平均単価202円/kg

昨年同月よりマアジ・カツオ類・ワカナ等の水揚げが増加し、全体水揚量・金額ともに大幅に増加した。

H29・H30 水揚金額



【地元外中型まき網漁業】 水揚量：452トン
水揚金額：9,622万円

☆マアジ

〈H29.10〉0トン ⇒ 〈H30.10〉374トン・平均単価211円/kg

☆サワラ

〈H29.10〉0トン ⇒ 〈H30.10〉31トン・平均単価196円/kg

☆ケンサキイカ

〈H29.10〉0トン ⇒ 〈H30.10〉14トン・平均単価443円/kg

昨年同月は、水揚げ実績が無かったが、本年はマアジやサワラ、ケンサキイカを中心に水揚げがあった。

【小型いか釣(5トン以上)】 水揚量：23トン（前年比55%）
水揚金額：3,162万円（前年比56%）

☆ケンサキイカ

〈H29.10〉41トン・平均単価1,358円/kg ⇒ 〈H30.10〉23トン・平均単価1,382円/kg

ケンサキイカの水揚げが減少し、大幅に全体水揚量・金額ともに減少した。

平成29年 平成30年 漁業別水揚げ比較表

10月

漁業種類	年	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01 沖合底曳網(地元船)	29	352,999.8	80.4	185,430,434	71.7	200,264,902
	30	283,808.0		132,923,892		143,557,836
02 沖合底曳網(地元外)	29	59,346.6	88.8	31,099,443	76.3	33,587,401
	30	52,688.2		23,723,195		25,621,054
03 小型底曳網	29	604.5	39.5	544,290	23.5	587,833
	30	239.0		127,660		137,873
04 大中型旋網	29	113,918.5	2.6	43,821,885	3.4	47,327,634
	30	2,961.0		1,469,680		1,587,254
05 中型旋網(地元船)	29	232,078.9	211.1	55,487,145	207.0	59,926,121
	30	489,917.9		114,831,283		124,017,787
06 中型旋網(地元外)	29	0.0	-	0	-	0
	30	452,496.0		89,095,530		96,223,172
07 小型いか釣(5t以上)	29	41,775.5	54.9	52,161,760	56.1	56,334,696
	30	22,916.5		29,281,260		31,623,751
08 いか釣(5t未満)	29	4,304.0	25.8	5,596,610	25.1	6,044,338
	30	1,112.0		1,405,090		1,517,497
09 大型定置網	29	42,681.5	125.7	6,674,225	215.4	7,208,168
	30	53,642.0		14,379,058		15,529,393
10 小型定置網	29	11,195.7	23.1	3,727,780	18.0	4,026,003
	30	2,586.9		671,655		725,387
11 しら網	29	0.0	-	0	-	0
	30	0.0		0		0
12 一本釣(浜田)	29	2,649.7	86.2	3,599,696	116.9	3,887,675
	30	2,283.6		4,208,970		4,545,684
13 一本釣(国府)	29	1,410.1	98.9	1,307,895	107.2	1,412,528
	30	1,394.8		1,402,310		1,514,498
14 一本釣(長浜)	29	1,862.1	102.4	2,180,364	75.4	2,354,791
	30	1,906.6		1,643,610		1,775,098
15 一本釣(津摩)	29	4,098.2	61.5	4,104,994	61.1	4,433,394
	30	2,518.7		2,508,305		2,708,969
16 一本釣(三隅)	29	1,792.1	103.9	1,544,680	118.3	1,668,256
	30	1,861.7		1,827,970		1,974,208
17 一本釣(江津)	29	214.3	1,915.6	165,240	1,741.4	178,459
	30	4,105.2		2,877,500		3,107,702
18 近隣支所	29	22,008.1	30.6	6,622,920	23.6	7,152,758
	30	6,724.2		1,563,730		1,688,829
19 その他	29	1,917.9	246.7	982,310	223.5	1,060,895
	30	4,732.4		2,195,120		2,370,731
20 陸送	29	22,924.9	106.9	31,240,648	104.4	33,739,902
	30	24,500.7		32,630,801		35,241,274
合計	29	917,782.4	153.9	436,292,319	105.2	471,195,754
	30	1,412,395.4		458,766,619		495,467,997
前年度との増減		494,613.0		22,474,300		24,272,243

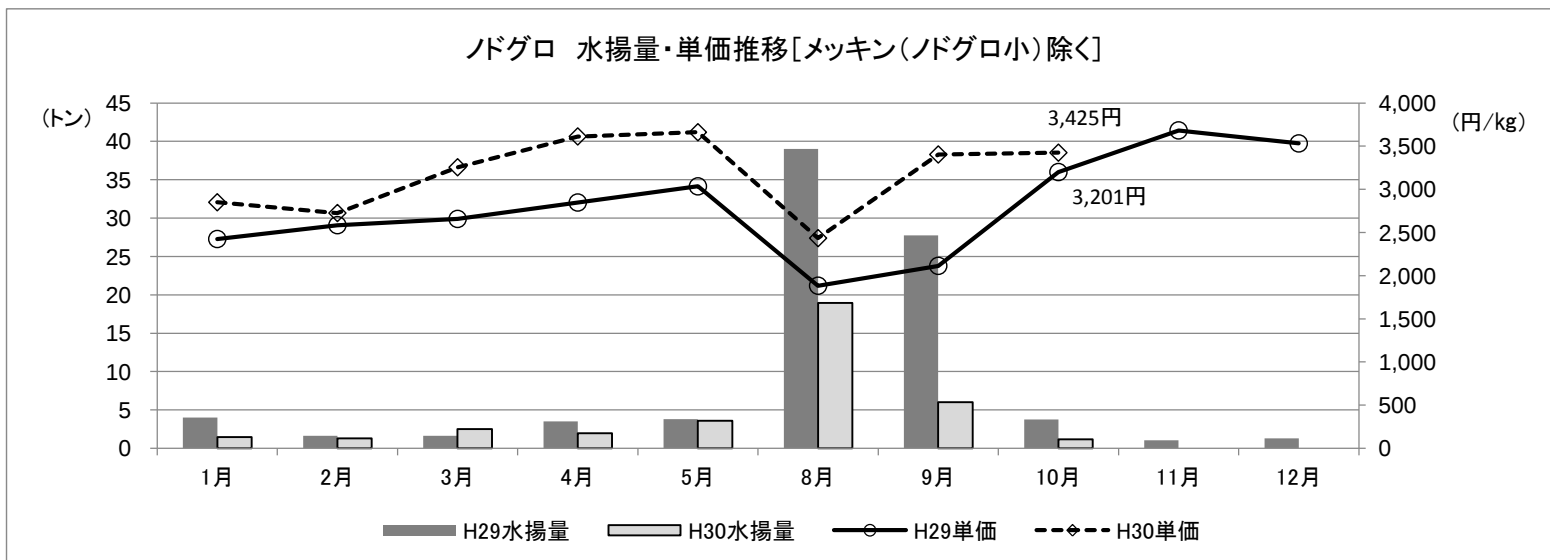
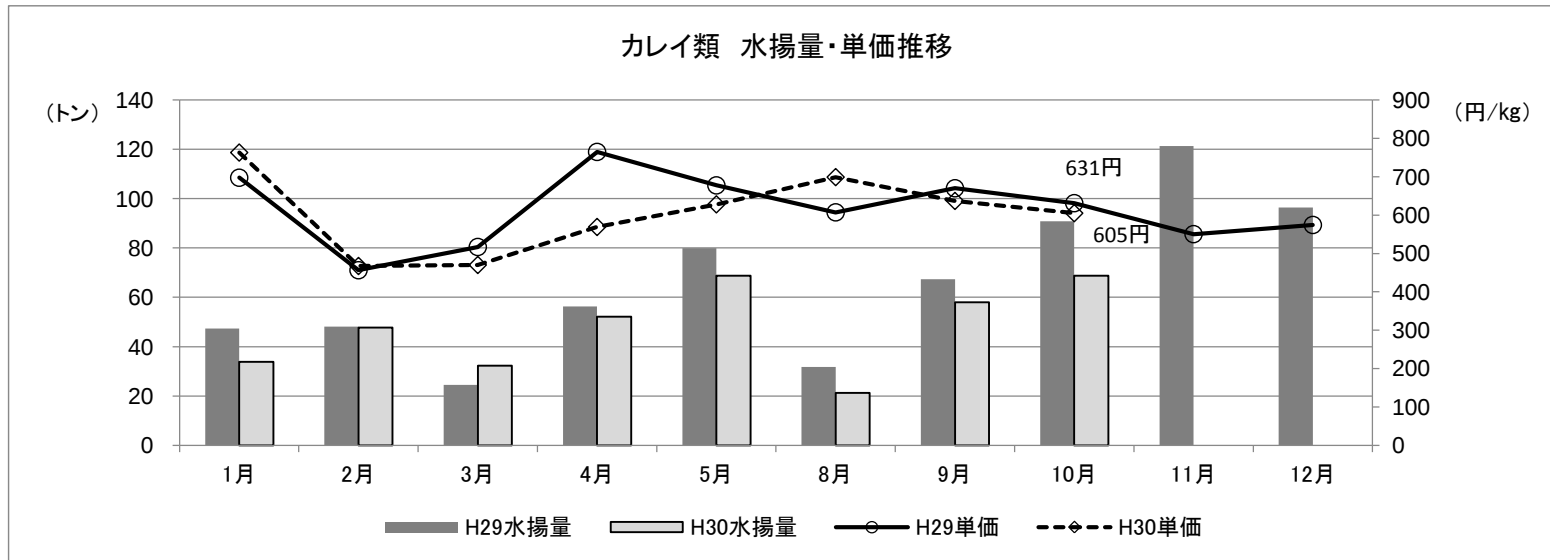
1月～10月累計

数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
2,574,085.6	94.2	1,378,862,689	84.2	1,489,172,009
2,425,413.0		1,161,406,775		1,254,319,596
245,764.8	136.6	129,446,209	124.3	139,801,930
335,810.3		160,887,251		173,758,272
4,960.5	426.6	2,606,010	502.7	2,814,491
21,160.2		13,100,286		14,148,319
6,581,529.5	92.1	1,073,898,247	92.6	1,159,810,109
6,064,194.0		994,045,294		1,073,568,920
4,337,396.7	131.0	642,593,693	113.7	694,001,202
5,682,139.9		730,831,918		789,298,485
130,405.0	2,092.9	28,714,675	1,240.1	31,011,847
2,729,307.3		356,095,105		384,582,714
148,124.7	138.8	150,055,930	102.2	162,060,390
205,625.5		153,348,090		165,615,912
6,694.0	128.2	7,537,340	96.6	8,140,327
8,582.0		7,283,740		7,866,436
276,225.0	122.4	65,134,976	118.4	70,345,796
338,206.3		77,120,967		83,290,684
52,462.9	56.1	16,255,704	75.3	17,556,173
29,457.6		12,244,817		13,224,419
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
24,154.2	149.1	32,279,780	141.8	34,862,171
36,002.0		45,787,716		49,450,738
17,124.0	85.1	17,874,718	105.3	19,304,700
14,568.4		18,816,516		20,321,857
28,590.9	75.1	24,252,472	86.5	26,192,673
21,458.8		20,982,208		22,660,797
33,006.3	89.7	26,882,462	90.1	29,033,061
29,605.3		24,223,154		26,161,018
33,722.0	73.0	22,889,230	81.5	24,720,358
24,607.0		18,664,606		20,157,792
3,652.6	269.0	3,742,520	226.3	4,041,925
9,826.1		8,470,008		9,147,619
174,438.5	67.4	48,374,548	75.5	52,244,527
117,591.9		36,498,712		39,418,625
19,051.7	129.5	11,153,719	114.6	12,046,027
24,675.6		12,779,235		13,801,583
239,597.6	70.0	450,237,070	84.1	486,256,071
167,602.9		378,513,536		408,794,622
14,930,986.5	122.5	4,132,791,992	102.4	4,463,415,787
18,285,834.1		4,231,099,934		4,569,588,408
3,354,847.6		98,307,942		106,172,621

平成30年12月13日
産業建設委員会資料No.2
産業経済部水産振興課

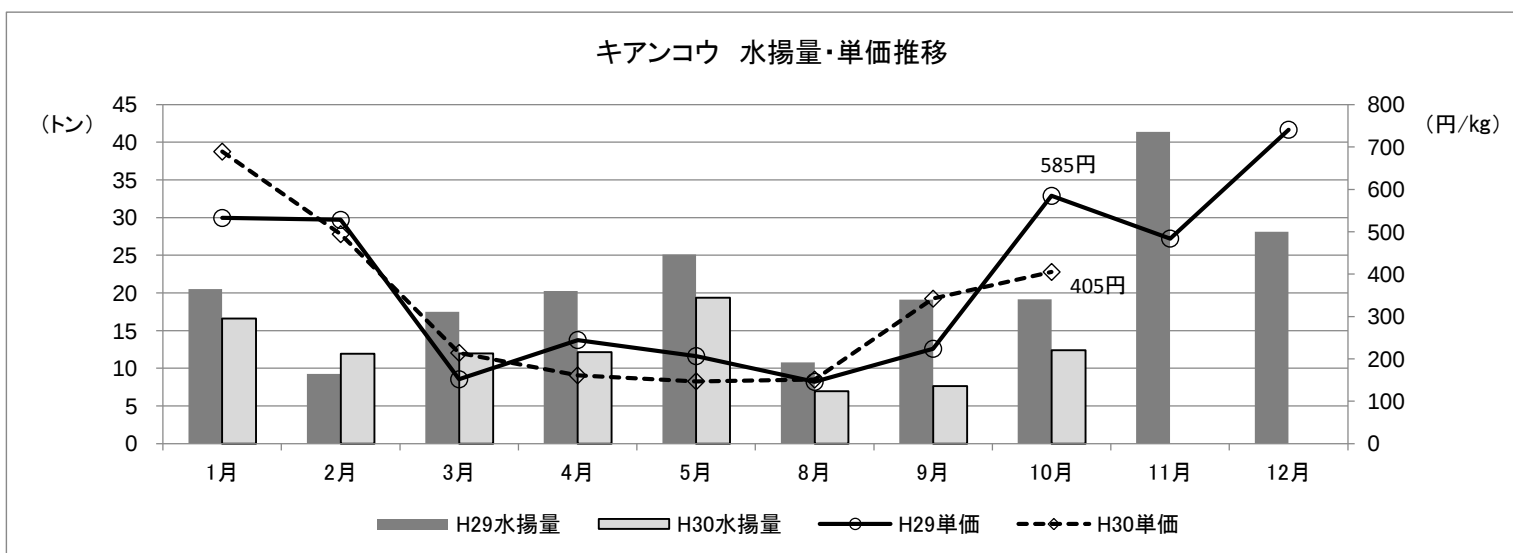
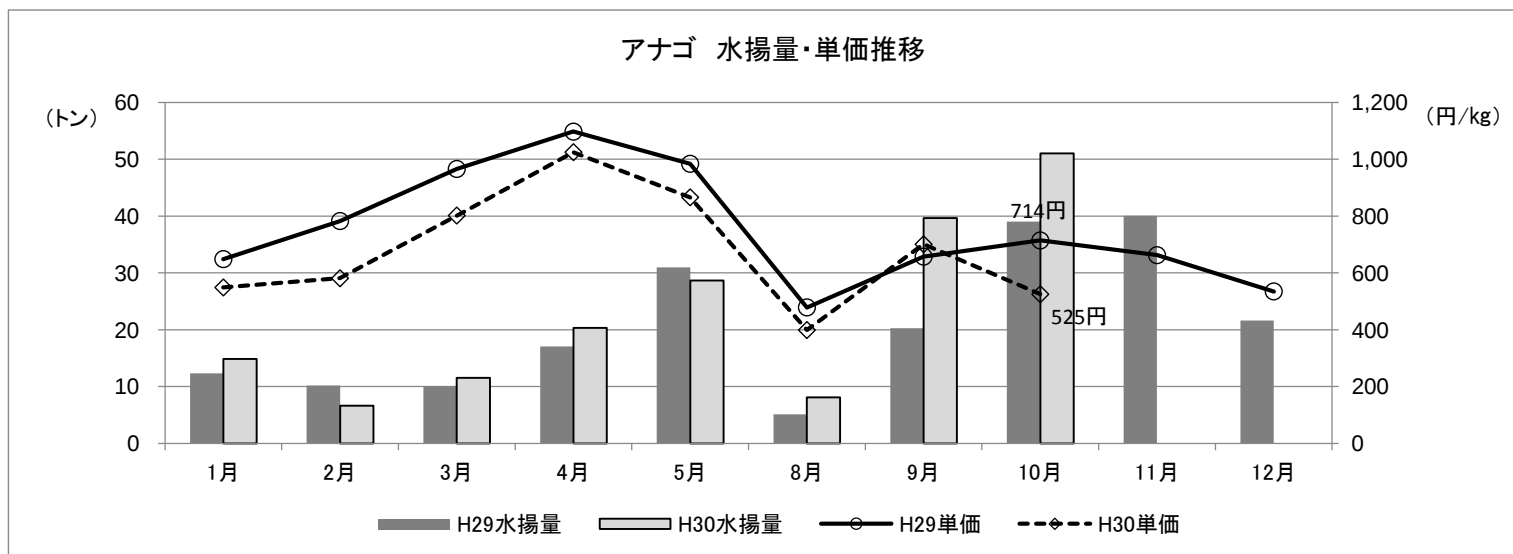
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

平成30年12月13日
産業建設委員会資料No.3
産業経済部水産振興課



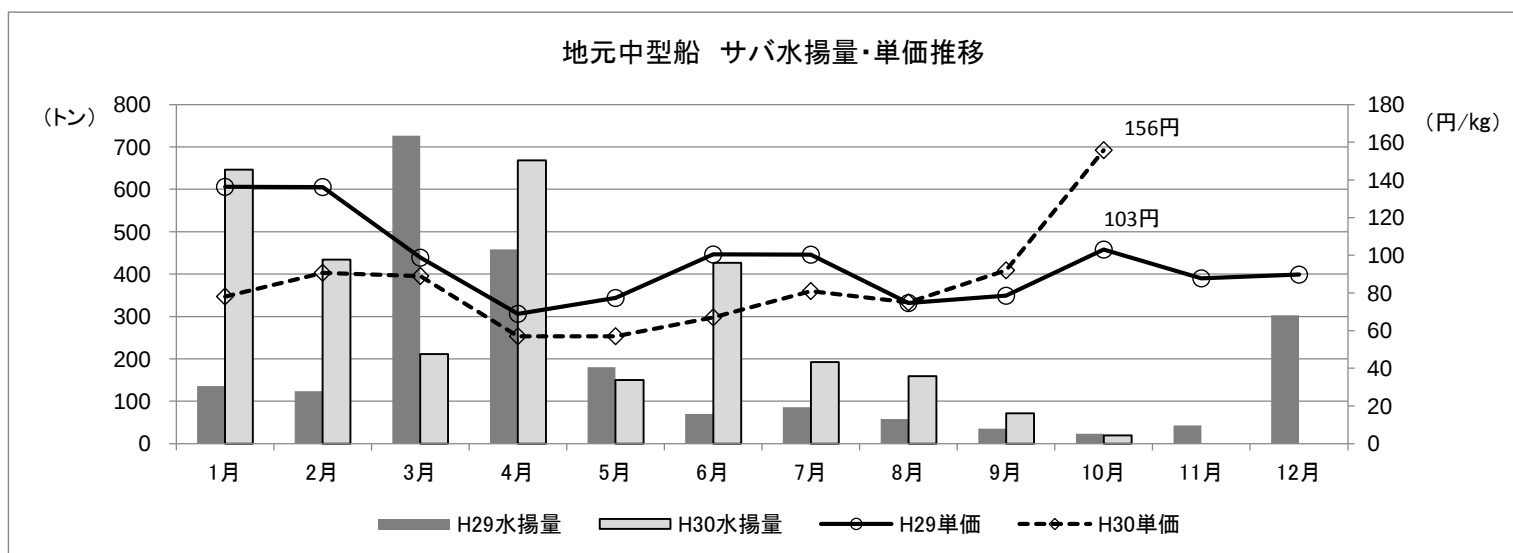
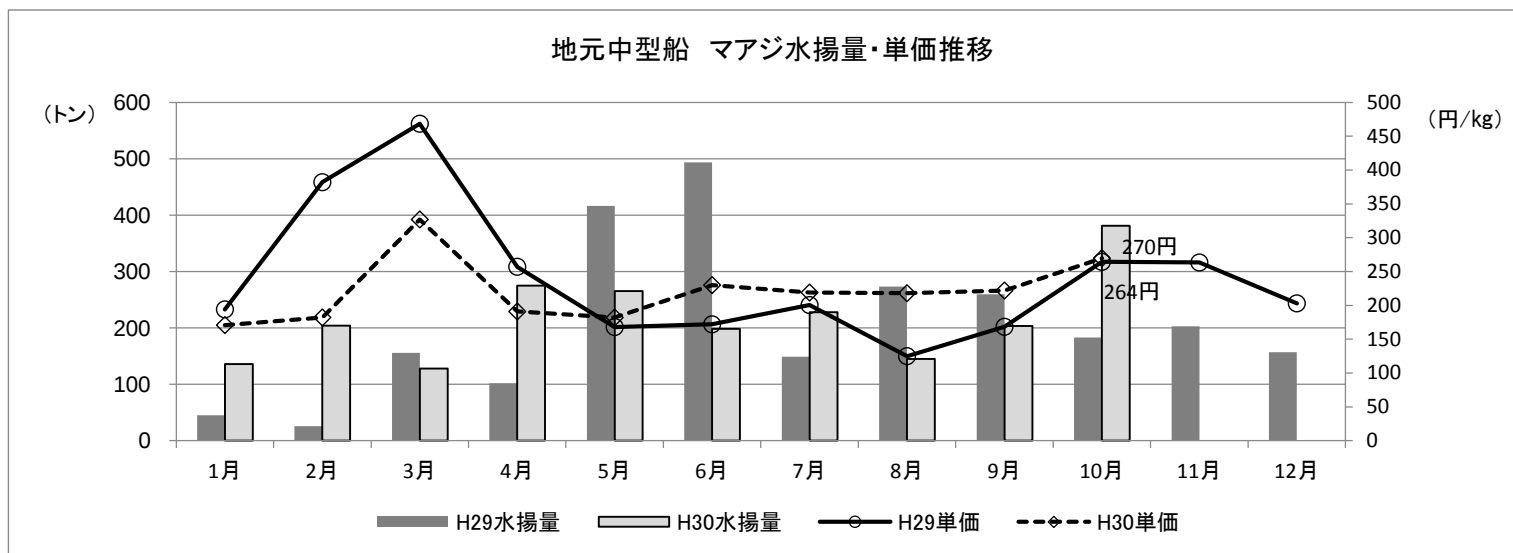
地元沖合底びき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

平成30年12月13日
産業建設委員会資料No.4
産業経済部水産振興課



地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

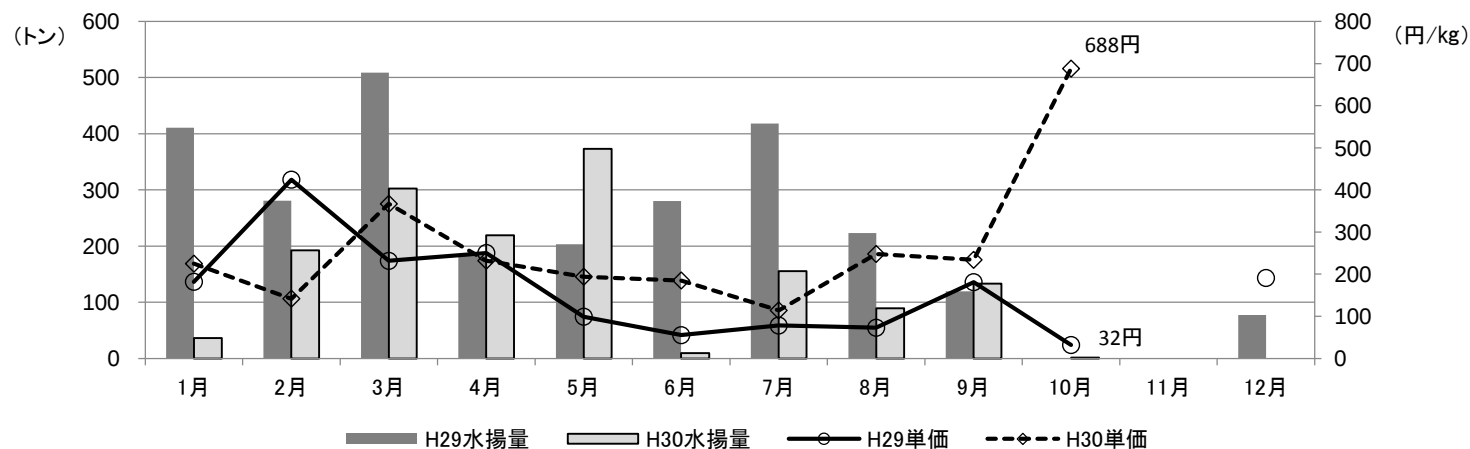
平成30年12月13日
産業建設委員会資料No.5
産業経済部水産振興課



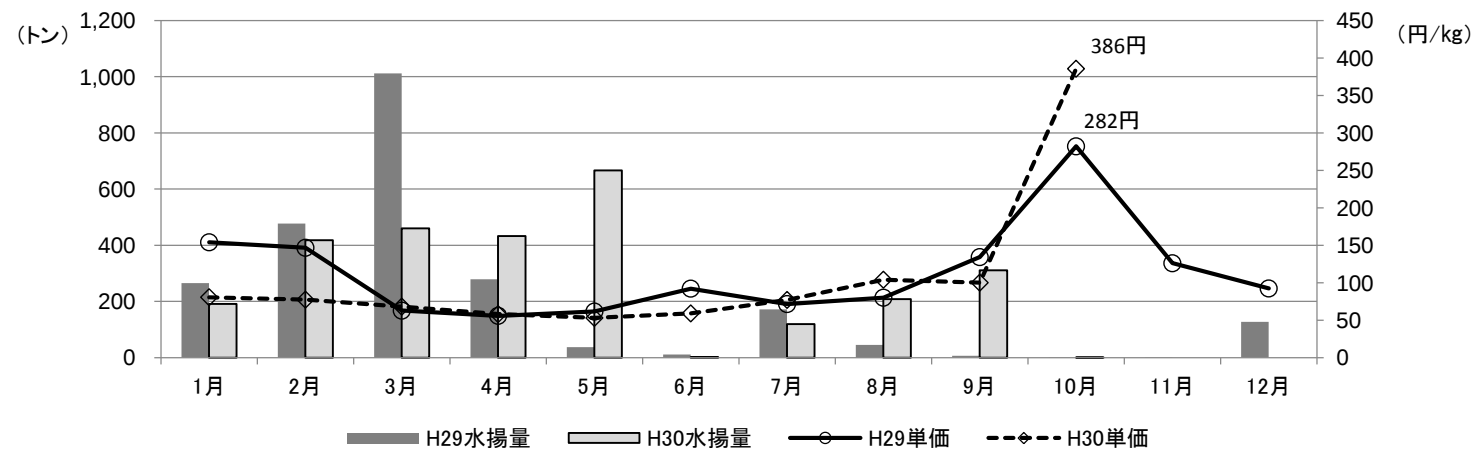
大中小型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

平成30年12月13日
産業建設委員会資料No.6
産業経済部水産振興課

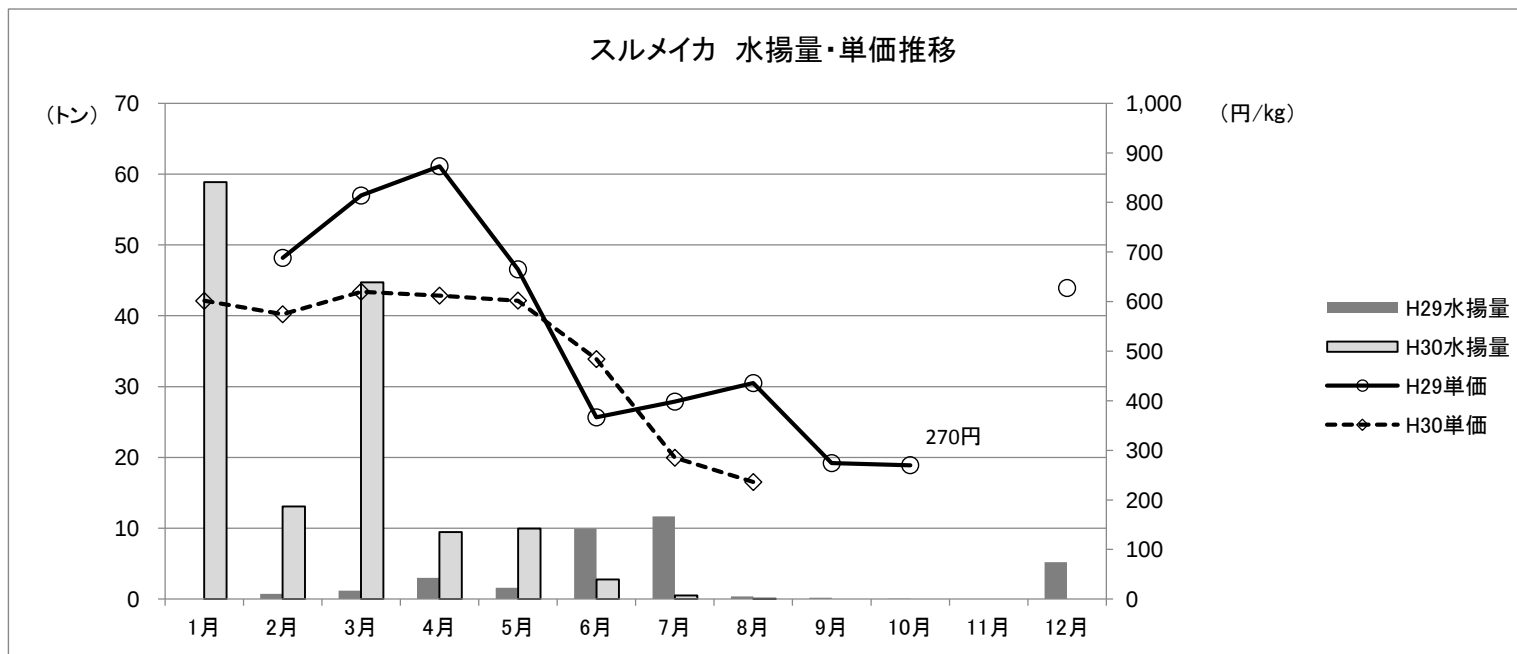
大中小型船 マアジ水揚量・単価推移



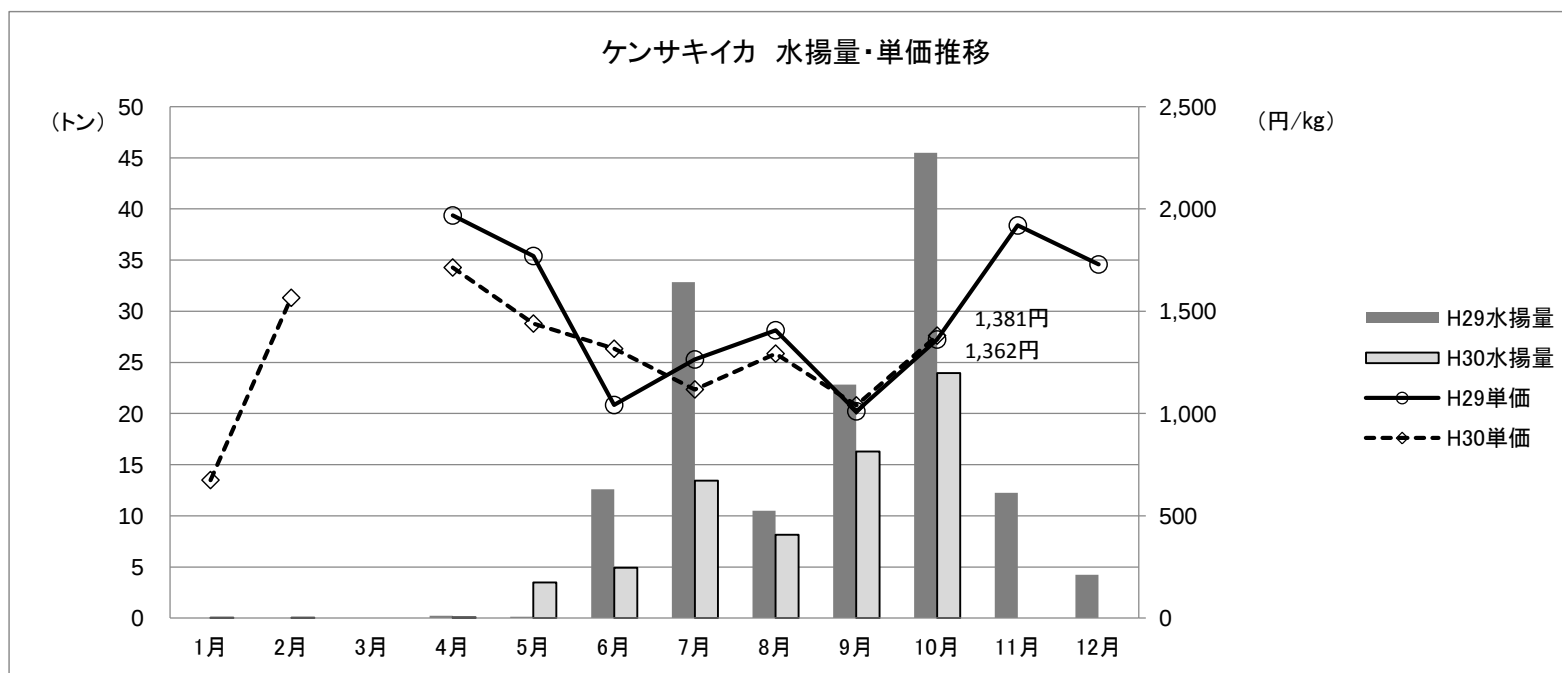
大中小型船 サバ水揚げ量・単価推移



いか釣漁業（5 t 以上・5 t 未満） 主要魚種水揚量・単価の推



いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推



浜田港四季のお魚カレンダー2019 について

【作製の目的】

山陰浜田港は島根県内随一の水揚げを誇る漁港であり、多種多様な魚が水揚げされ、全国各地へ出荷されている。

山陰浜田港で水揚げされる水産物について、旬の季節を明記したカレンダーを作製し、情報発信を行うことで浜田産魚の普及・消費拡大を図る。

【作製者】

浜田市水産業振興協会

【作製方法】

委託

【作製部数】

2,000 部

【主な配布先】

- ・浜田市水産業振興協会会員
- ・「浜田港四季のお魚」認証店
- ・どんちっちブランド加盟業者
- ・浜田魚商協同組合組合員
- ・山陰浜田港お魚料理教室受講者
- ・市内幼稚園、保育園、小中学校、浜田水産高等学校、島根県立大学 など



美又温泉 泉源水中ポンプ設備緊急修繕について

平成 30 年 11 月 7 日、温泉の温度が低いとの連絡があり、原因を調査後、修繕を行いました。

原因は、水中ポンプに係る電気設備の故障と判明しましたが、早急に修繕しない場合、ポンプ自体の故障により温泉供給が停止することから、緊急に修繕を行いましたので報告します。

1 水中電極の取替（泉源水中ポンプ空運転防止設備）

- (1) 修 繕 日：平成 30 年 11 月 14 日（水）
- (2) 修繕費用：400 千円（現予算：温泉施設維持管理費）
- (3) 対象施設の状況
 - ①コインスタンド及び足湯：休止（11 月 9 日から 11 月 14 日まで）
 - ②美又温泉会館：臨時休館（11 月 14 日）
 - ③美又温泉国民保養センター：定休日（11 月 14 日）
 - ④各旅館：平常どおり供給

2 水中ポンプ電源ケーブルの交換

- (1) 修 繕 日：平成 30 年 11 月 29 日（木）
- (2) 修繕費用：603 千円（予備費を流用）
- (3) 対象施設の状況
 - ①コインスタンド及び足湯：休止（11 月 29 日）
 - ②美又温泉会館：臨時休館（11 月 29 日）
 - ③美又温泉国民保養センター：定休日の変更（11 月 28 日から 11 月 29 日へ）
 - ④各旅館：平常どおり供給



水中ポンプ設置箇所

浜田市ふるさと体験村施設の検討状況について(中間報告)

1 浜田市ふるさと体験村施設の活用に係る検討方法

- (1) 浜田市ふるさと体験村施設(以下「ふるさと体験村」という。)は、旧弥栄村において、都市生活者との交流体験による村おこしを目指す「コンベンションヴィレッジ弥栄計画」を推進するために設置された交流拠点施設である。その後も、弥栄地域のブランディングに関する研究を進めてきたが、ふるさと体験村に期待される機能は現在においても大きく変わっていない。(食・自然・交流)
- (2) 今後のふるさと体験村の活用については、現状のまま再開することを前提としたものではなく、求められている機能や収支見込みなどを精査しながら検討する。
- (3) 検討に当たっては、弥栄自治区地域協議会(以下「地域協議会」という。)と市の内部検討組織であるふるさと体験村活用検討会議が意見交換を行い、活用方針案を作成する。

2 ふるさと体験村活用検討会議の概要及び検討状況

ふるさと体験村の活用に係る内部検討組織として、本庁と支所が連携して、ふるさと体験村活用検討会議を設置し、検討を行っている。

- (1) 構成員 総務部長、地域政策部長(座長)、財務部長、産業経済部長(副座長)、弥栄自治区長、弥栄支所長、政策企画課長及び観光交流課長
- (2) 協議回数 5回(平成30年9月13日～同年11月30日)
※ 今後も、月に1～2回程度の協議を行う予定
- (3) 検討状況 過去の監査報告や経営検証委員会報告書などを確認するとともに、部門別の収支(平成28年度公益財団法人ふるさと弥栄振興公社決算)、利用者数(平成28年度利用実績)などから利用状況を分析し、地域協議会からの意見(中間報告)を踏まえて、今後の活用について検討した。

<部門別の検討状況>

部門	休止前の実施場所	分析、検討内容等
宿泊	古民家・ログハウス	・交流事業とセットで公益性のある事業と認められる。 ・年間利用者数の推移をみると、ゴールデンウィークから紅葉シーズンまでは一定程度あり、一方、冬場は低調となるため、開館する場合は期間を限定する必要があると考える。 ・年間約460万円の赤字が発生しているが、期間限定での営業とすることで、赤字を抑制することが可能となる。

部門	休止前の 実施場所	分析、検討内容等
大浴場	浴場棟	年間利用者数が 3,470 人と利用度は低く、年間約 360 万円の赤字が発生していることから、現状では運営することは厳しいと考える。
食堂	交流館食堂	年間約 2,200 万円の売上があるものの、年間約 700 万円の赤字が発生していることから、現状では運営することは厳しいと考える。
交流	-	・地域住民との交流は、公益性のある事業と認められる。 ・交流事業には、魅力ある体験メニューを提供する地元住民の協力が不可欠であり、ふるさと体験村は提供者と利用者のマッチングの役割を担うものと考ええる。
特産品	交流館	宿泊業務に付随するサービスとして実施することは可能であるが、赤字を発生させない運営方法とするため、実施内容・場所の検討を行う必要がある。
どぶろく	里山	市の直営では、製造免許が付与されないため、製造はできない。民間で希望者があれば場所を提供することは可能と考える。
その他	交流館研修室	過去の利用のほとんどが宴会目的であり、食堂の運営がないと利用度は低い。
	公園	公益事業であり、市が管理すべき施設である。

(4) 今後のスケジュール

平成 30 年	12 月 13 日	議会産業建設委員会への中間報告
	12 月 19 日	議会全員協議会への中間報告
平成 31 年	3 月	議会産業建設委員会への活用方針案報告
		議会全員協議会への活用方針案報告

弥栄自治区地域協議会における検討状況について

地域協議会においては、ふるさと体験村活用検討会議と意見交換を行うため、地域協議会委員の4人の有志がその下案を作成することとし、「ふるさと体験村の位置付けや必要性」、「地域住民としての運営参画の可否と参画する場合の組織等」について協議等を行っている。有志の会合は、地域協議会に対して以下のとおり中間報告を行った。

(平成30年11月29日弥栄自治区地域協議会資料)

弥栄自治区地域協議会

会長 賀戸 ひとみ 様

ふるさと体験村に係る
地域協議会有志の会合
代表 三浦 寿紀

ふるさと体験村に係る地域協議会有志の会合【中間報告】

1 概要

- (1) 「施設の位置付けや必要性」と「地域住民としての運営参画の可否と参画する場合の組織等」について協議。
- (2) 有志の会合から報告を受けた地域協議会が、市に対して意見を提出する。
- (3) 委員構成（敬称略）
三浦 寿紀（代表）、澳本 千栄子、田中 真也、前田 清秀
（※資料提供・運営補助：弥栄支所産業建設課）
- (4) 協議経過
第1回（10月17日（水）18：30～）、第2回（10月23日（火）18：30～）、
第3回（11月6日（火）18：30～）、第4回（11月20日（火）18：30～）、
第5回（12月11日（火）18：30～）【予定】

2 各委員からの当初意見・アイデア等

最初に各委員の自由な意見やアイデアを出し合い、お互いの考えを確認した後、どのように提案内容をまとめるか議論することとした。（以下、意見抜粋）

- (1) 集客にこだわるより、魅力ある体験で弥栄村の良さをPRする視点が重要。
- (2) 体験村は受付窓口と宿泊機能を持ち、体験交流は地域に協力を求めるべき。
- (3) 交流事業では一貫したメニュー構築すべき（栽培から収穫、加工まで）。
- (4) 大浴場は、施設の改修など抜本的な課題解決も含めて検討すべき。
- (5) 既存施設を用途変更して活用することも検討すべき（加工施設など）。
- (6) 弥栄地域の魅力をどう活かすかを考慮して、体験村の必要性も議論すべき。

3 弥栄地域の魅力を整理

「弥栄の魅力」を整理して、その実現のために体験村をどう活用できるかを検討するため、有志4名の共通認識を図った。

- (1) 「食」を通じた「おいしい村、きんさい村」。
- (2) 豊かな自然環境が保全された地域と、そこで育まれる農産物。
- (3) 源流（弥栄）から海（浜田、三隅）までを一環して体験できる自然環境。

4 施設別の利用方法について（検討中）

- (1) 古民家・ログハウスは、体験交流事業に伴う宿泊施設として活用。
- (2) 味の里（里山）は飲食店機能を想定するが、日常的運営は難しい印象。
定期的なイベント開催時のみ開設など常設に限らない活用策を検討。
- (3) 交流館は、貸館（調理・イベント・法事等）で独立採算の利用希望者があれば活用する。その他、加工施設への用途変更案もあり。
- (4) 大浴場は、独立採算での利用希望者があれば活用する。

5 体験交流事業の調整役の必要性

施設を運営する事業者がいた場合も、地域の体験交流実践者との連絡・調整は容易に進まない可能性もある。そのため、体験交流事業の調整役が必要だが、具体的な実施主体をどうするかが課題である。

6 その他情報収集

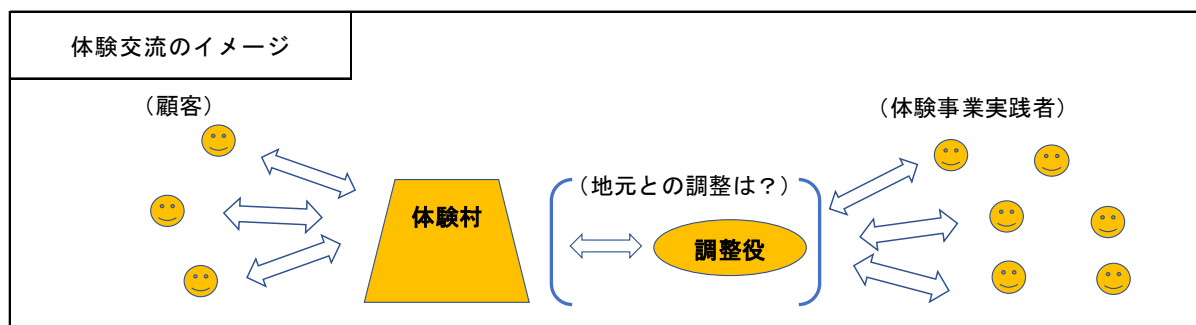
委員以外からの意見を情報収集し、提案内容の参考としながら議論している。

- (1) 元管理者である公社の管理体制やイベント企画の意図や反省点。
- (2) 町内飲食店による味の里（里山）の飲食店経営に関するアイディア。
- (3) 民間事業者による施設活用アイディア（グランピング、合宿施設）。

体験村施設活用案（未定稿）

目的	おいしい村・きんさい村の具現化、豊かな自然環境の保全・農業振興、源流（弥栄）から海（浜田、三隅）までを一環して体験できる体験交流事業の実施
----	---

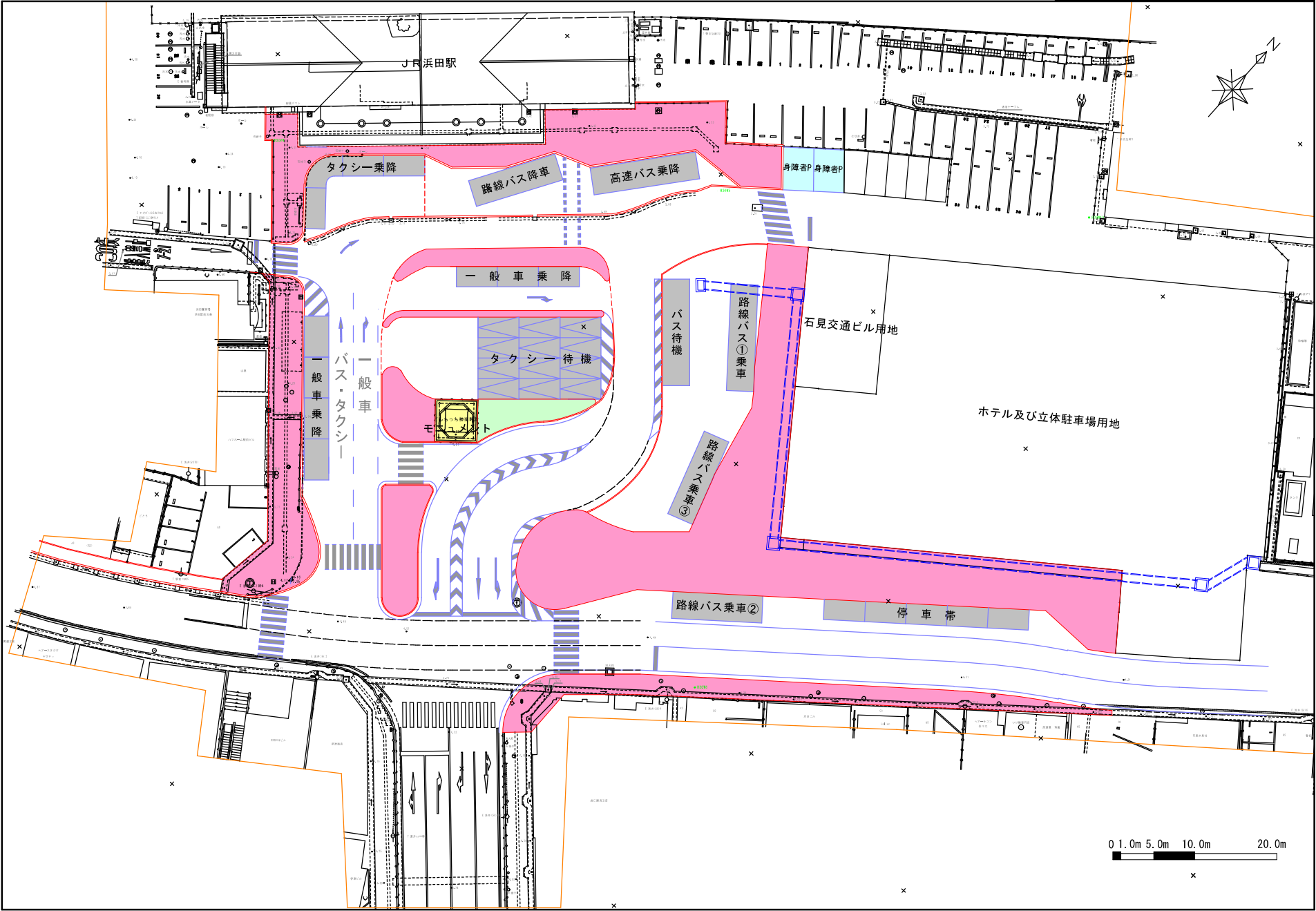
施設	古民家	ログハウス	味の里（里山）	交流館	大浴場
利用方法	宿泊	宿泊	飲食店経営	貸館 （調理体験、イベント、法事等）	休止 or 最小経費で稼働
	貸館 （研修、イベント）		著名シェフ支店、 月替シェフ招致 イベントなど	加工施設 として利用	
価値、 魅力	ロケーション （手入れされた 里山）	ロケーション （手入れされた 里山）	食の魅力で集客 （条件不利地でも）		
	豊かな食材 （豊富さ？ 自然のまま？）	豊かな食材 （豊富さ？ 自然のまま？）			



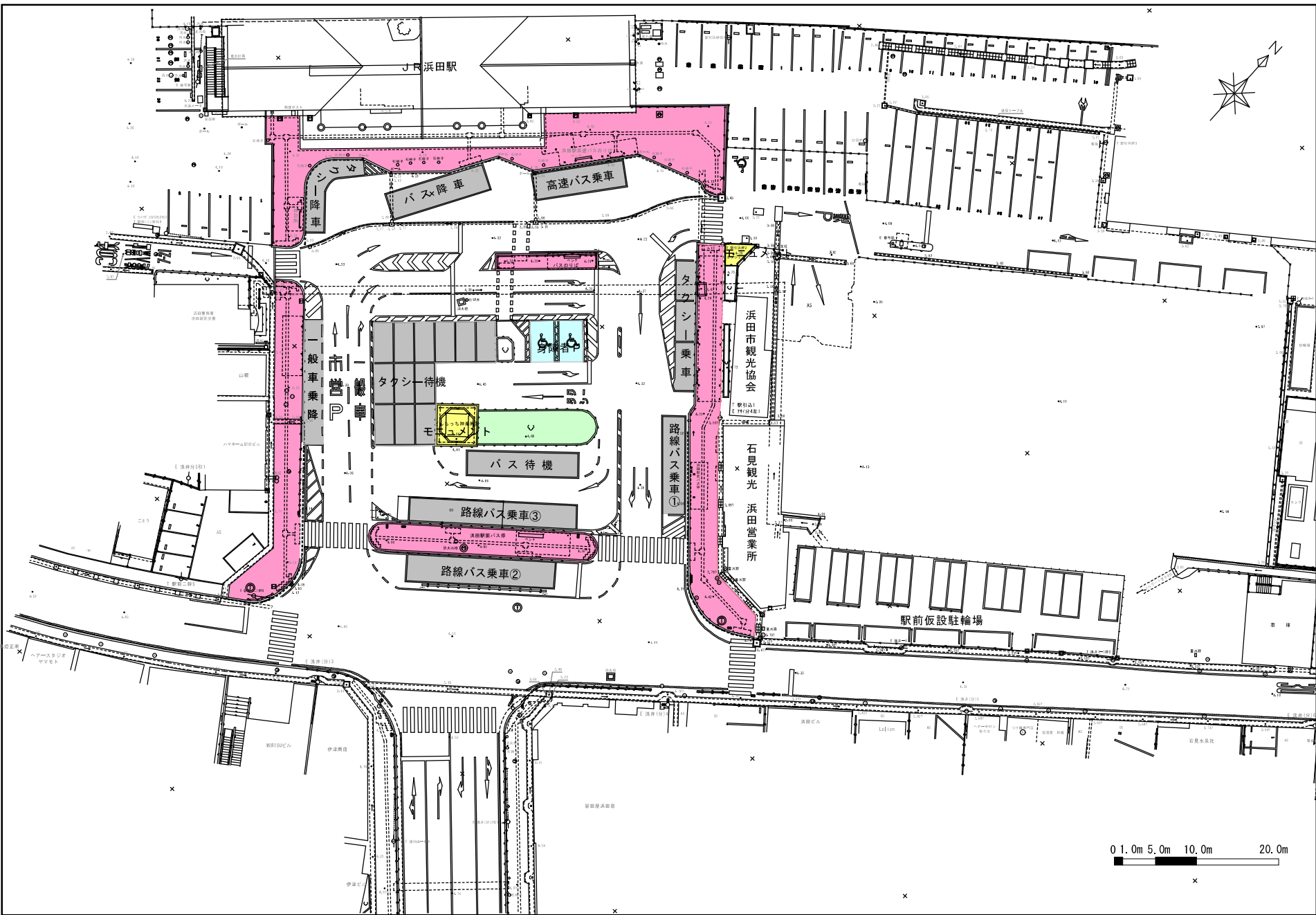
浜田駅前広場整備計画(案)について

平成30年12月13日
産業建設委員会資料
都市建設部建設企画課

整備計画平面図(案)



現況平面図



平成30年12月13日
産業建設委員会資料
都市建設部災害復興室

平成29年7月豪雨災害復旧事業の進捗状況について

平成30年11月30日 現在

種 別	災害 件数	契約 件数	契約金額 (円)	発注率	完了 件数	進捗率
土木災害	河川	41	1,043,457,120	100.0%	5	12.2%
	道路	95	562,290,840	100.0%	36	37.9%
	小計	136	1,605,747,960	100.0%	41	30.1%
農林災害	農地	30	51,859,440	100.0%	25	83.3%
	農業用施設	34	109,181,200	100.0%	33	97.1%
	林道	42	346,768,560	100.0%	35	83.3%
	小計	106	507,809,200	100.0%	93	87.7%
合 計		242	2,113,557,160	100.0%	134	55.4%

※発注率＝契約件数÷災害件数

進捗率＝完了件数÷災害件数

自 治 区 別 災 害 件 数

種 別	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計
公共災害	河川	1	13	1	13	41
	道路	5	12	5	34	95
	小 計	6	25	6	47	136
農林災害	農地	3	5	3	13	30
	農業施設	1	5	4	16	34
	林道	0	8	2	16	42
	小 計	4	18	9	45	106
合 計		10	43	15	92	242

平成 30 年 12 月 13 日

産業建設委員会資料

産業経済部産業政策課

オリックス・ゴルフ・マネジメントの事業譲渡について（報告）

平成 30 年 12 月 4 日に、オリックス・ゴルフ・マネジメントの谷本護代表取締役社長が市長と面会し、同社の事業を **MBK** パートナーズに事業譲渡することについて、以下のとおり説明されましたので報告します。

事業譲渡日：平成 31 年 3 月 1 日（予定）

事業譲渡の理由及び方法等は別紙ニュースリリースのとおり

※このことにより、オリックス・ゴルフ・マネジメント傘下の「浜田ゴルフリンクス」を含めた 39 ヶ所のゴルフ場は、**MBK** パートナーズに事業譲渡されますが、現在の従業員、会員の会員権、年会費、預託金等は、すべて事業譲渡先の会社に引き継がれ、今までどおり営業されます。

2018年11月14日

各位

オリックス株式会社

オリックス・ゴルフ・マネジメントの事業譲渡および一部再出資に関するお知らせ

オリックス株式会社（本社：東京都港区、社長：井上 亮）は、このたび、100%出資子会社のオリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社（以下「OGM」）をMBK パートナーズに譲渡するとともに、MBK パートナーズのゴルフ事業持株会社の株式持分約5%を取得することで合意しましたのでお知らせします。

1. 事業譲渡の理由

オリックスは、1986年にゴルフ事業を開始し、これまでに多数のゴルフ場を取得し事業再生を行うなど、30年以上にわたって運営ノウハウを蓄積してきました。現在では OGMのもと、国内で業界第3位となる全国39カ所のゴルフ場と2カ所のゴルフ練習場を運営しています。カジュアルから接待利用などのシーンまで、多種多様なコースバリエーションが揃っていることが特徴で、年間を通して安定した稼働実績を有します。

MBK パートナーズは、日本をはじめとする東アジア地域を拠点に活動するプライベート・エクイティ・ファームです。日本においてもコンシューマー向け事業への成長投資を手掛けた豊富な実績があり、こうした成長投資の一環として株式会社アコーディア・ゴルフを保有しています。アコーディア・ゴルフは、全国135カ所のゴルフ場と27カ所のゴルフ練習場を運営しています。約330万人のポイントカード会員を有する業界トップクラスの総合力を生かした運営に加え、アプリでのモバイルチェックインなど、ITを活用したサービスが特徴です。

昨今の業界の環境変化を踏まえ、OGMが今後も顧客サービスのさらなる向上を図り、安定した事業基盤を確保していく目的で本事業譲渡を行います。MBK パートナーズの傘下のもとで、OGMとアコーディア・ゴルフがそれぞれの強みを生かして事業シナジーを発揮し、両社を合わせて国内最大のゴルフ場運営会社としてのスケールメリットを最大限活用し、ともに成長していくことが最良であると判断したものです。

2. 事業譲渡および一部再出資の方法

会社分割により OGM のゴルフ事業およびゴルフ練習場事業などを新会社に承継させたうえで、当該新会社の全株式を MBK パートナーズが組成した投資目的会社である株式会社 MBKP Golf Management へ譲渡する方法により行います。同時に、オリックスはアコーディア・ゴルフと当該新会社の株式持分を間接的に約5%取得します。

3. 事業譲渡の対象となる会社の概要

名 称：オリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社
所 在 地：東京都港区芝 2-28-8 芝 2 丁目ビル
代 表 者：代表取締役社長 谷本 護
事 業 内 容：ゴルフ場およびゴルフ練習場の運営・管理、太陽光発電事業
設 立：2004 年 11 月
出 資 比 率：オリックス株式会社 100%

4. 譲渡先の会社概要

名 称：株式会社 MBKP Golf Management
所 在 地：東京都千代田区永田町 2-10-3
代 表 者：加笠 研一郎
事 業 内 容：ゴルフ場およびゴルフ練習場の運営・管理
設 立：2018 年 1 月

5. 日程

契 約 締 結 日：2018 年 11 月 14 日
株 式 譲 渡 ・ 出 資 実 行 日：2019 年 3 月 1 日（予定）

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
グループ広報部 石井・山本・奥田 TEL：03-3435-3167

海鮮居酒屋「山陰浜田港」の開店について（報告）

島根県益田市のご出身で、大阪圏域等で食品卸事業や飲食店舗事業などを展開されている阪神食品株式会社（檜谷 進 代表取締役）が、山陰浜田港で水揚げされる魚介類を主体とした、新業態となる 海鮮居酒屋を開店されます。

同店は浜田市産品だけでなく、益田市で飼育された「まつなが牛」など、島根県の食材も揃えた地域経済の活性化に資する飲食店となっています。

記

1 開 店 日 平成 30 年 12 月 13 日（木）

2 店舗概要

店名：山陰浜田港 GEMS なんば店

住所：大阪市中心区難波 3 丁目 7-19 GEMS なんば 11 階

電話：06-6643-3185

席数：総席数 50 席（6 名～40 名まで選べる個室）

3 営業時間 17 時から 24 時（年中無休）

